

- 1 免許番号 岡区第97号

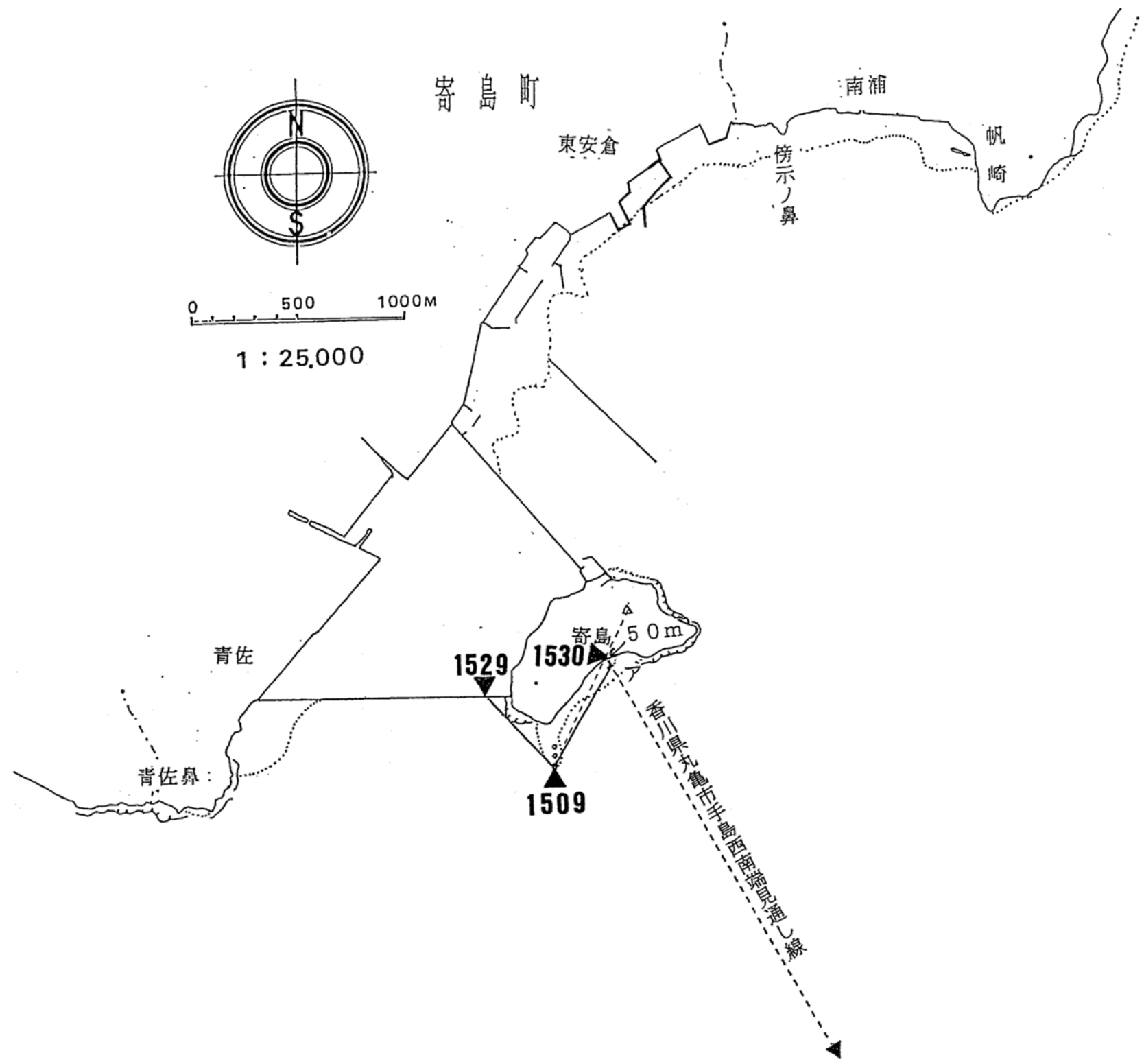
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種区画漁業 あさり養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 浅口市寄島町寄島南地先

- 4 漁場の区域 基点第1529号、基点第1509号、点ア及び基点第1530号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第1509号 浅口市寄島町三郎島南端に設置した標識
基点第1529号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防東基部から100メートルの地点に設置した標識
基点第1530号 基点第1509号から浅口市寄島町寄島高頂見通し線と最大高潮時海岸線との交差点
点ア 基点第1530号から香川県丸亀市手島西南端見通し線上基点第1530号から50メートルの点

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
個別漁業権

- 6 関係地区 浅口市寄島町



岡区第 97 号
第3種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第98号

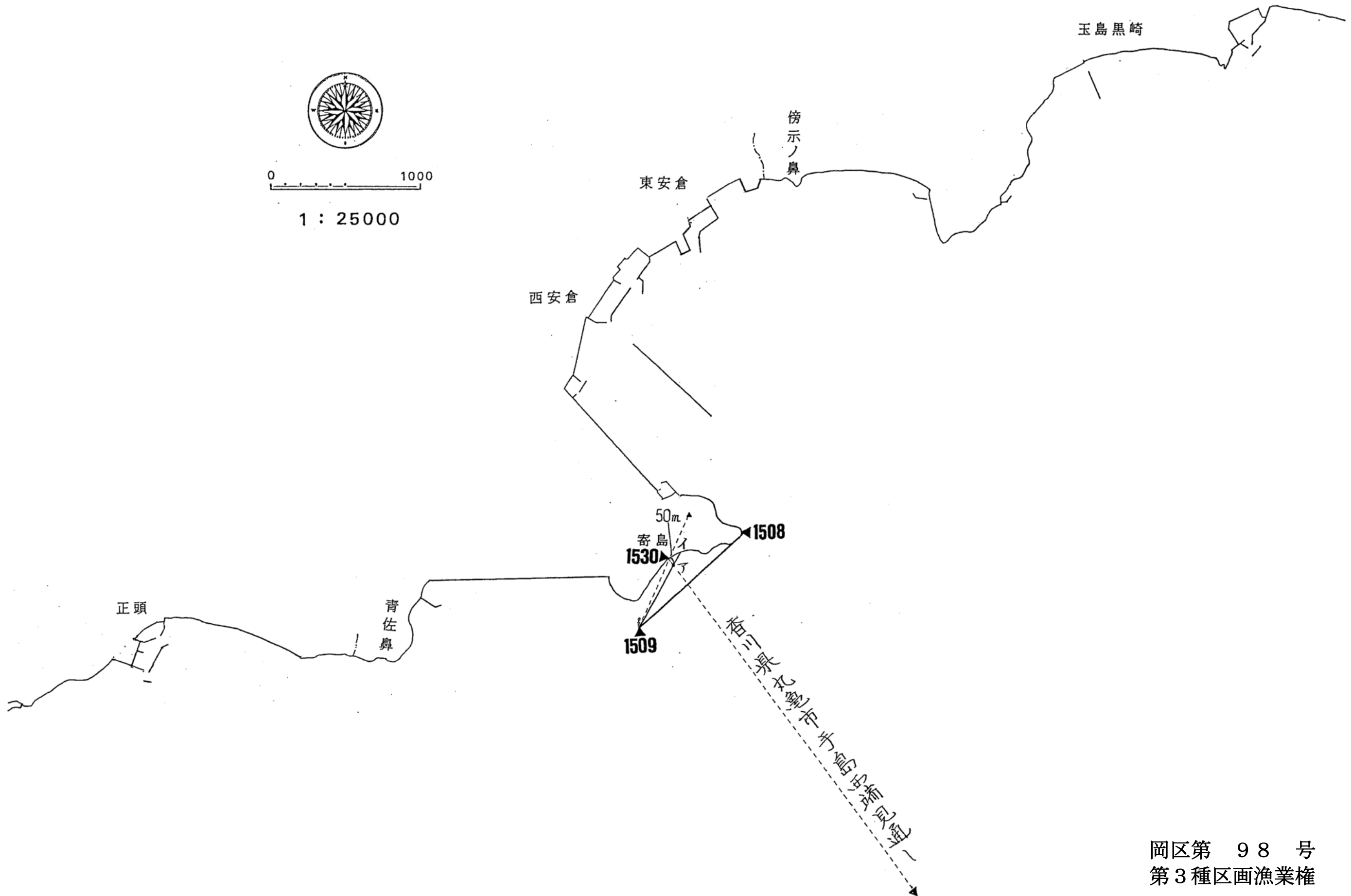
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種区画漁業 もがい、あかがい養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 浅口市寄島町寄島南地先

- 4 漁場の区域 点イ、基点第1509号及び基点第1508号を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第1508号 浅口市寄島町寄島東端に設置した標識
基点第1509号 浅口市寄島町三郎島南端に設置した標識
基点第1530号 基点第1509号から浅口市寄島町寄島高頂見通し線と最大高潮時海岸線との交差点
点ア 基点第1530号から香川県丸亀市手島西端見通し線上基点第1530号から50メートルの点
点イ 基点第1509号から点ア見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
個別漁業権

- 6 関係地区 浅口市寄島町



岡区第 98 号
第 3 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第99号

基点第1536号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤南
西端

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種区画漁業 もがい、あかがい養殖業
1月1日から12月31日まで

5 個別漁業権又は団体漁業権の別
個別漁業権

3 漁場の位置 浅口市寄島町寄島西地先

6 関係地区 浅口市寄島町

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた
区域

(1) 基点第1529号、基点第1509号、点ア、点イ及び基点第160
1号を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置

基点第1509号 浅口市寄島町三郎島南端に設置した標識

基点第1529号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防東基部から100メ
ートルの地点に設置した標識

基点第1601号 笠岡市・浅口市界の標識

点ア 基点第1509号から香川県丸亀市豊島高ノ越鼻
突端見通し線上基点第1509号から700メート
ルの点

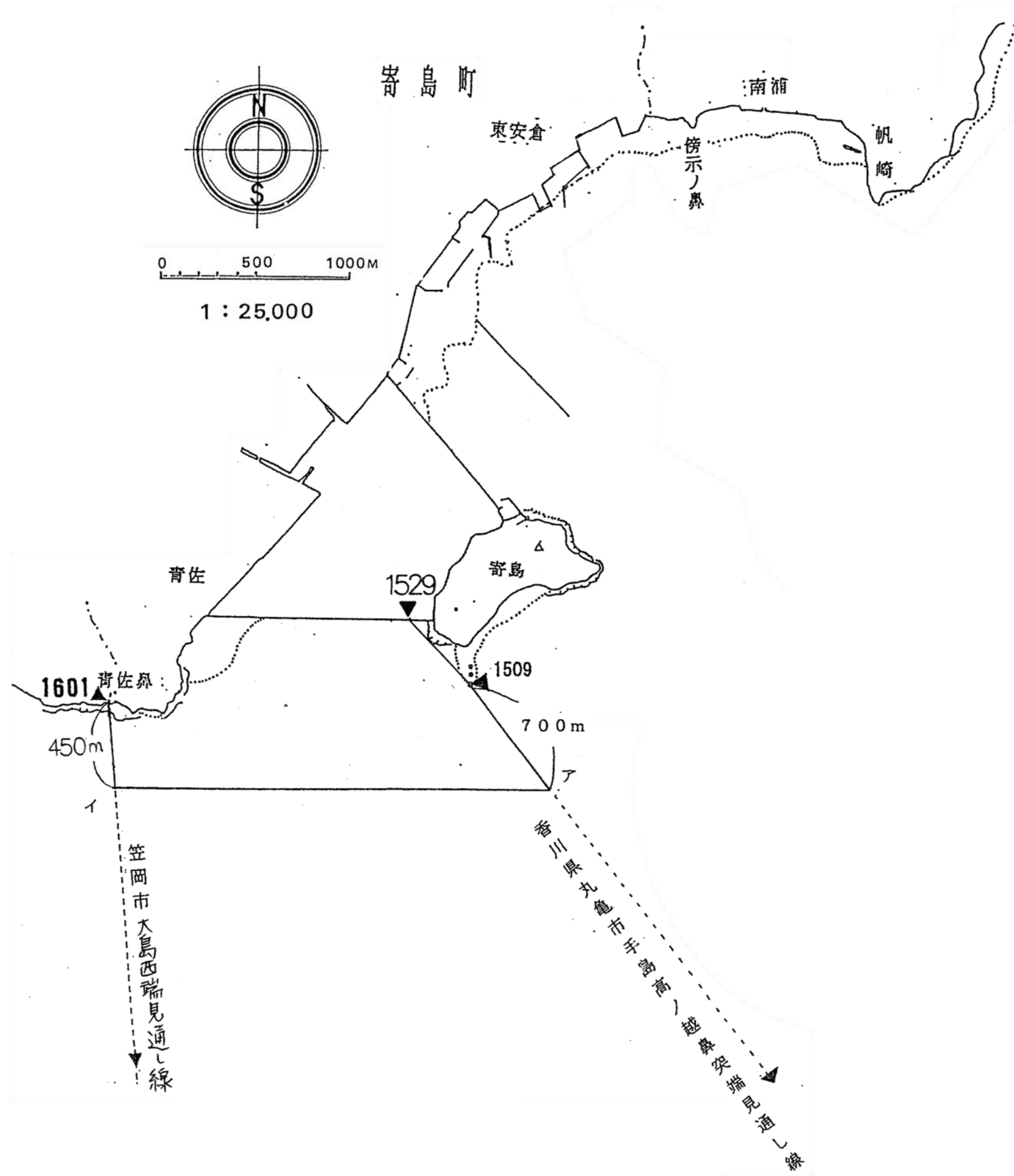
点イ 基点第1601号から笠岡市大島西端見通し線上
基点第1601号から450メートルの点

(2) 基点第1533号、第1534号、第1536号、基点第1535号
及び基点第1533号の各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域
点の位置

基点第1533号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤東
基部

基点第1534号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤西
基部

基点第1535号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤南
東端



岡区第 99 号
第 3 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第100号

7 関係地区 笠岡市

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
9月20日から翌年3月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市大島中、西大島地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第1601号 笠岡市・浅口市界の標識

基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

点ア 基点第1606号から笠岡市北木島布越鼻東端見
通し線上基点第1606号から650メートルの点

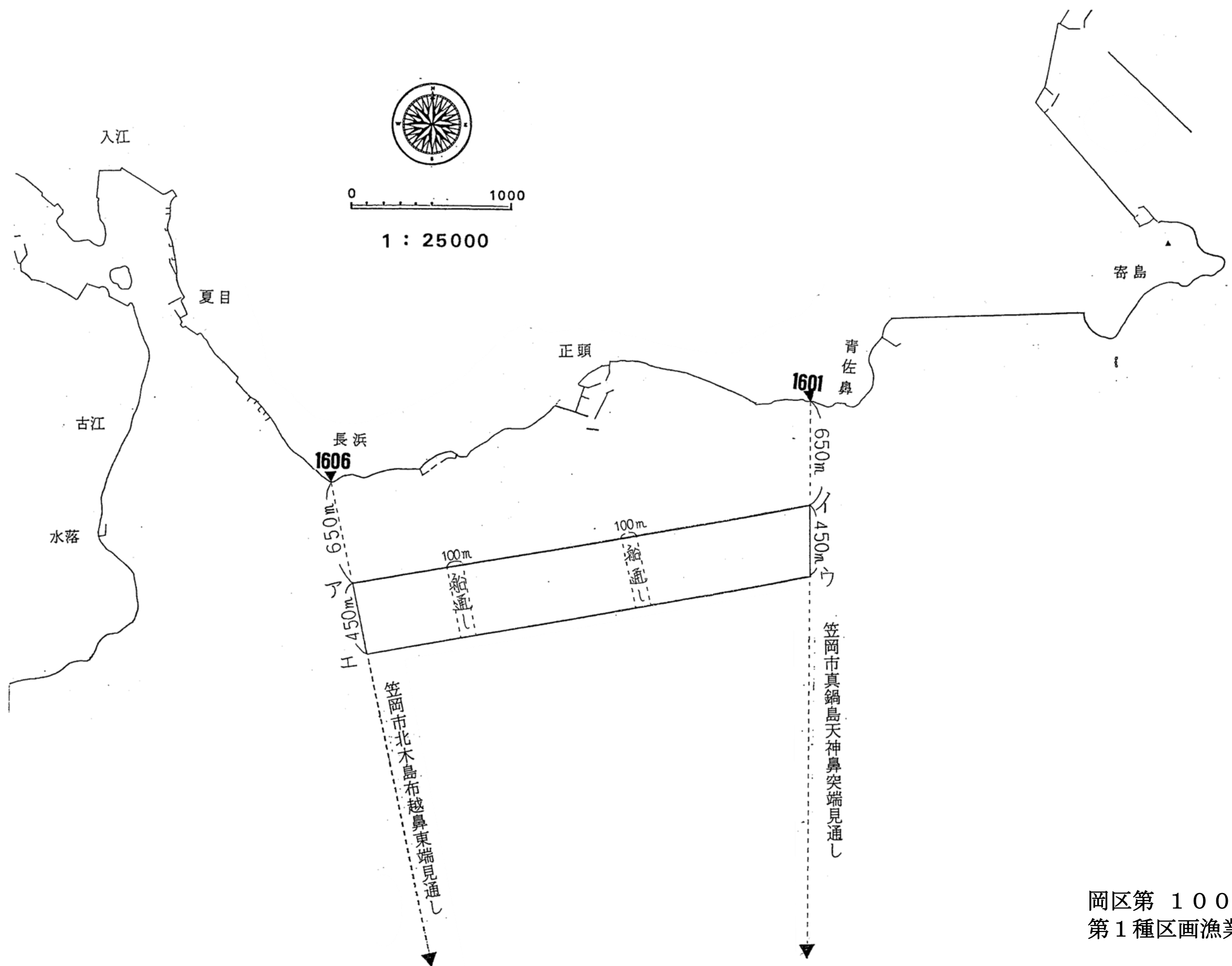
点イ 基点第1601号から笠岡市真鍋島天神鼻突端見
通し線上基点第1601号から650メートルの点

点ウ 基点第1601号から笠岡市真鍋島天神鼻突端見
通し線上基点第1601号から1,100メートル
の点

点エ 基点第1606号から笠岡市北木島布越鼻東端見
通し線上基点第1606号から1,100メートル
の点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権



岡区第 100 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第101号

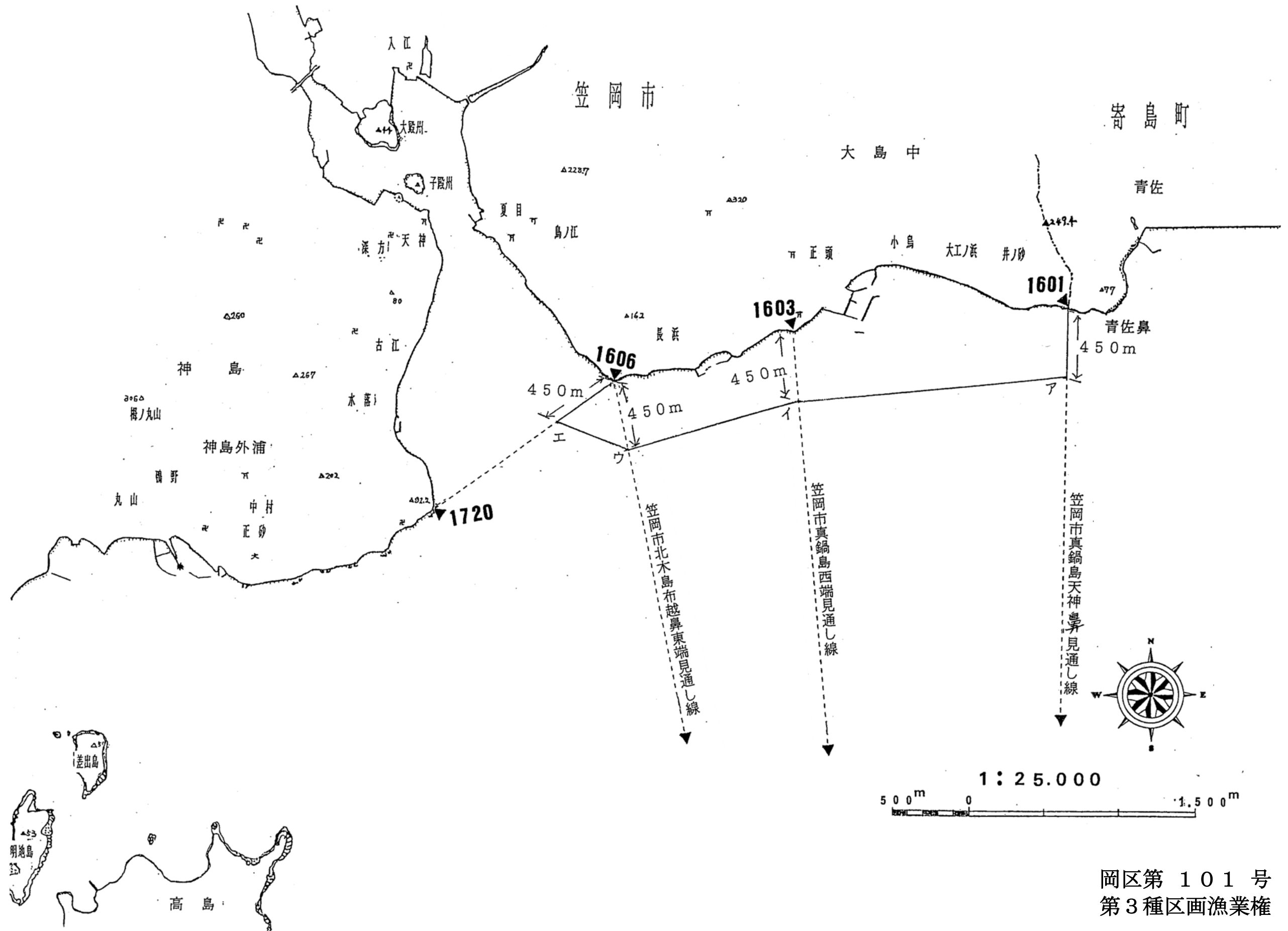
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種区画漁業 もがい、あかがい養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 笠岡市大島中、西大島地先

- 4 漁場の区域 基点第1601号、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点第1606号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第1601号 笠岡市・浅口市界の標識
基点第1603号 笠岡市大島中正頭長ぞわいに設置した標識
基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識
基点第1720号 笠岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識
点ア 基点第1601号から笠岡市真鍋島天神鼻見通し線上基点第1601号から450メートルの点
点イ 基点第1603号から笠岡市真鍋島西端見通し線上基点第1603号から450メートルの点
点ウ 基点第1606号から笠岡市北木島布越鼻東端見通し線上基点第1606号から450メートルの点
点エ 基点第1606号から基点第1720号見通し線上基点第1606号から450メートルの点

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
個別漁業権

- 6 関係地区 笠岡市大島中、西大島、西大島新田



岡区第 101 号
第 3 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第102号

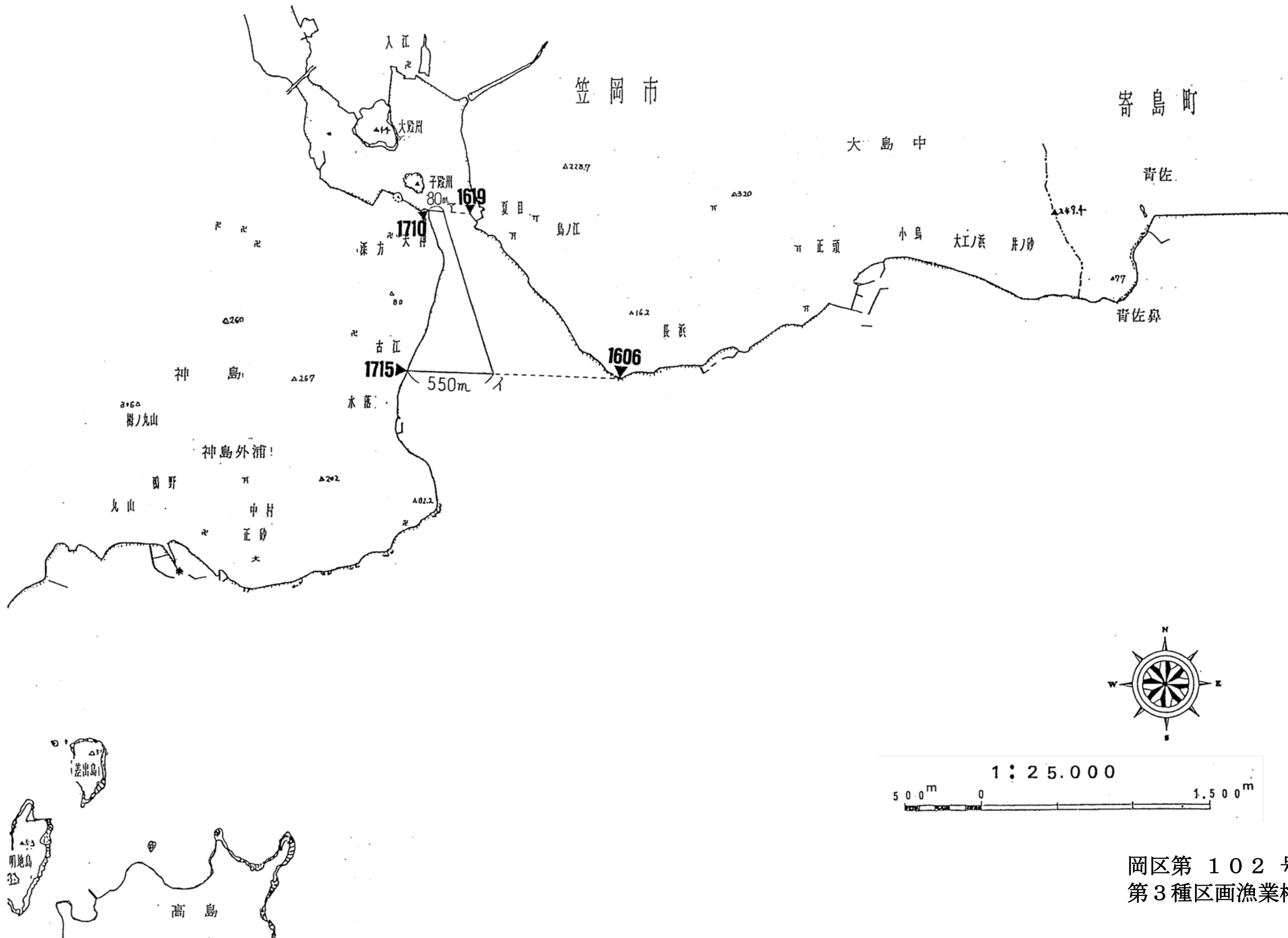
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種区画漁業 もがい養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 笠岡市神島天神、古江地先

- 4 漁場の区域 基点第1710号、点ア、点イ及び基点第1715号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識
基点第1619号 笠岡市西大島夏目船溜り防波堤突端に設置した標識
基点第1710号 笠岡市神島天神社常夜灯から基点第1619号見通し線と最大高潮時海岸線との交差点
基点第1715号 笠岡市神島東側、神島・神島外浦界防波堤階段に設置した標識
点ア 基点第1710号から基点第1619号見通し線上基点第1710号から80メートルの点
点イ 基点第1715号から基点第1606号見通し線上基点第1715号から550メートルの点

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 笠岡市神島、入江、横島、美の浜、富岡



岡区第 102 号
第 3 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第103号

団体漁業権

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
9月20日から翌年3月31日まで

7 関係地区 笠岡市神島、入江、横島、美の浜、富岡、白石島

3 漁場の位置 笠岡市神島御崎地先

4 漁場の区域 点イ、点ウ、点オ、点カ及び点イの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第1730号 笠岡市神島西側、神島・神島外浦界に設置した標識

基点第1731号 笠岡市神島御崎南端に設置した標識

点ア 基点第1731号から真方位180度見通し線上

基点第1731号から200メートルの点

点イ 基点第1730号から笠岡市梶子島西端見通し線

上基点第1730号から100メートルの点

点ウ 基点第1730号から笠岡市梶子島西端見通し線

上基点第1730号から400メートルの点

点エ 基点第1731号から真方位180度見通し線上

基点第1731号から500メートルの点

点オ 点ウから点エ見通し延長線上点エから250メー

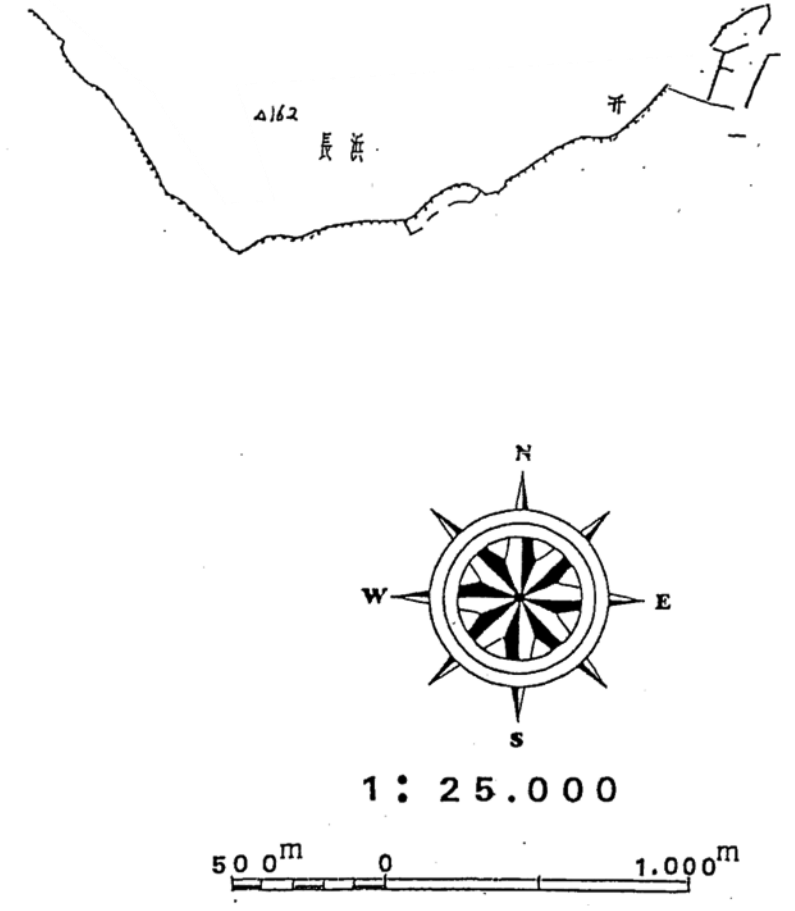
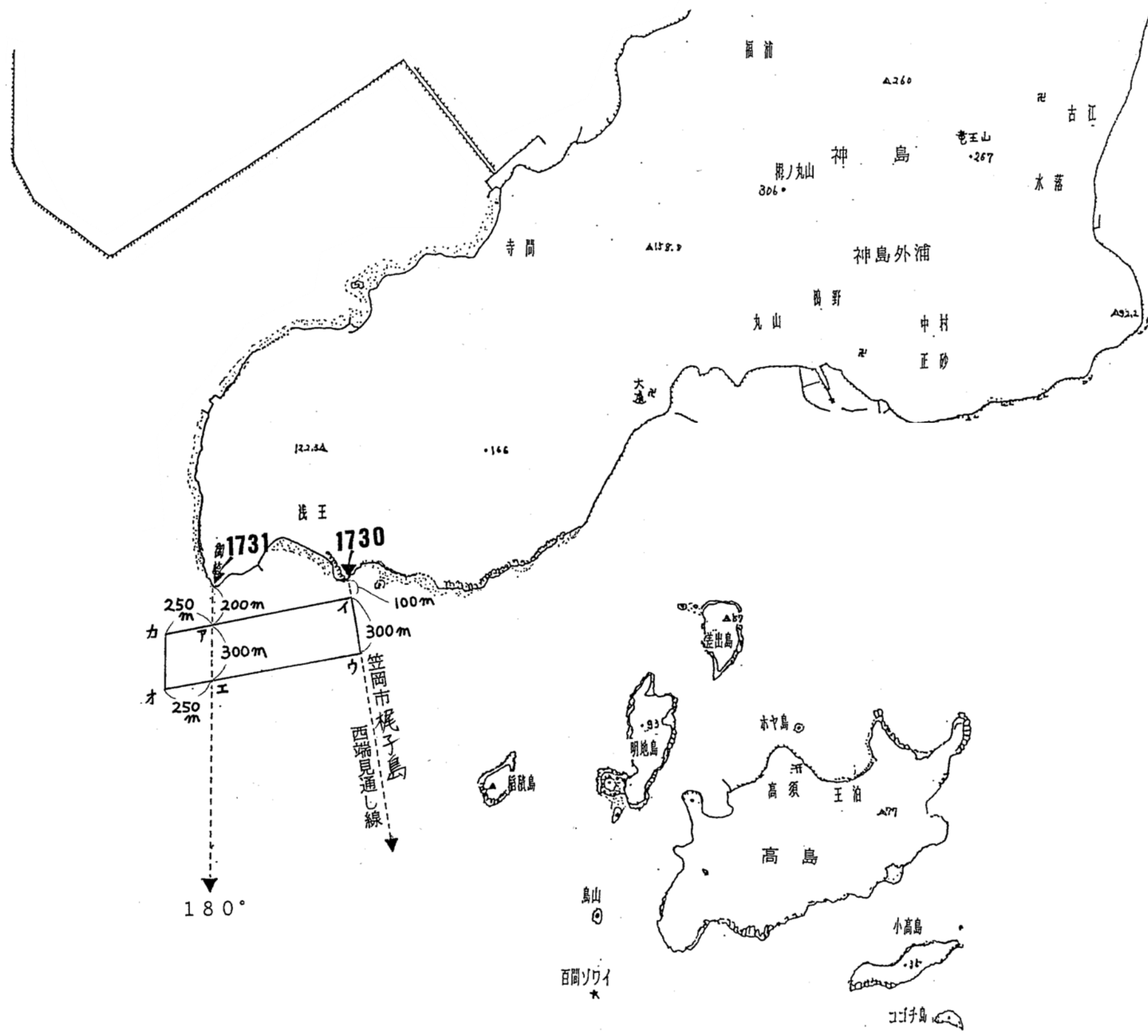
トルの点

点カ 点イから点ア見通し延長線上点アから250メー

トルの点

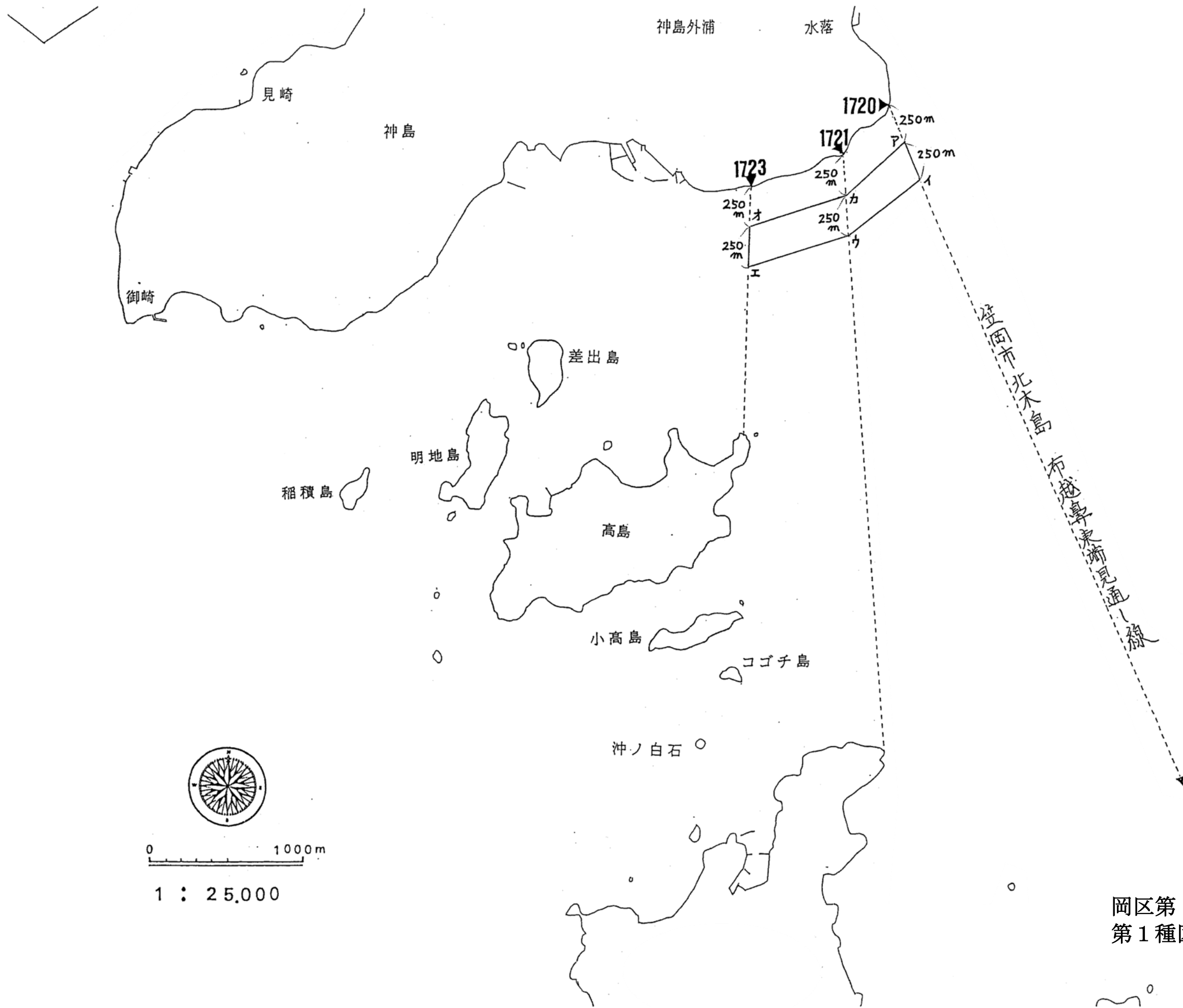
5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

6 個別漁業権又は団体漁業権の別



岡区第 103 号
 第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第104号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
9月20日から翌年3月31日まで
第1種区画漁業 あおのり養殖業
2月1日から7月31日まで
- 3 漁場の位置 笠岡市神島外浦藤の浦地先
- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び点アの各点を順次結んだ6直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第1720号 笠岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識
基点第1721号 笠岡市神島外浦黒岩南端に設置した標識
基点第1723号 笠岡市神島外浦岡崎鼻（22番札所）に設置した標識
点ア 基点第1720号から笠岡市北木島布越鼻東端見
通し線上基点第1720号から250メートルの点
点イ 基点第1720号から笠岡市北木島布越鼻東端見
通し線上基点第1720号から500メートルの点
点ウ 基点第1721号から笠岡市白石島仕切鼻見通し
線上基点第1721号から500メートルの点
点エ 基点第1723号から笠岡市高島台の鼻見通し線
上基点第1723号から500メートルの点
点オ 基点第1723号から笠岡市高島台の鼻見通し線
上基点第1723号から250メートルの点
点カ 基点第1721号から笠岡市白石島仕切鼻見通し
線上基点第1721号から250メートルの点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



岡区第 104 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第105号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
9月20日から翌年3月31日まで

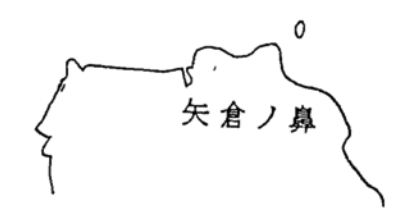
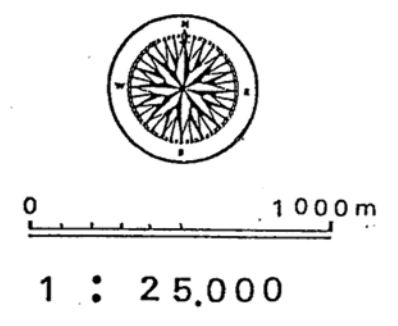
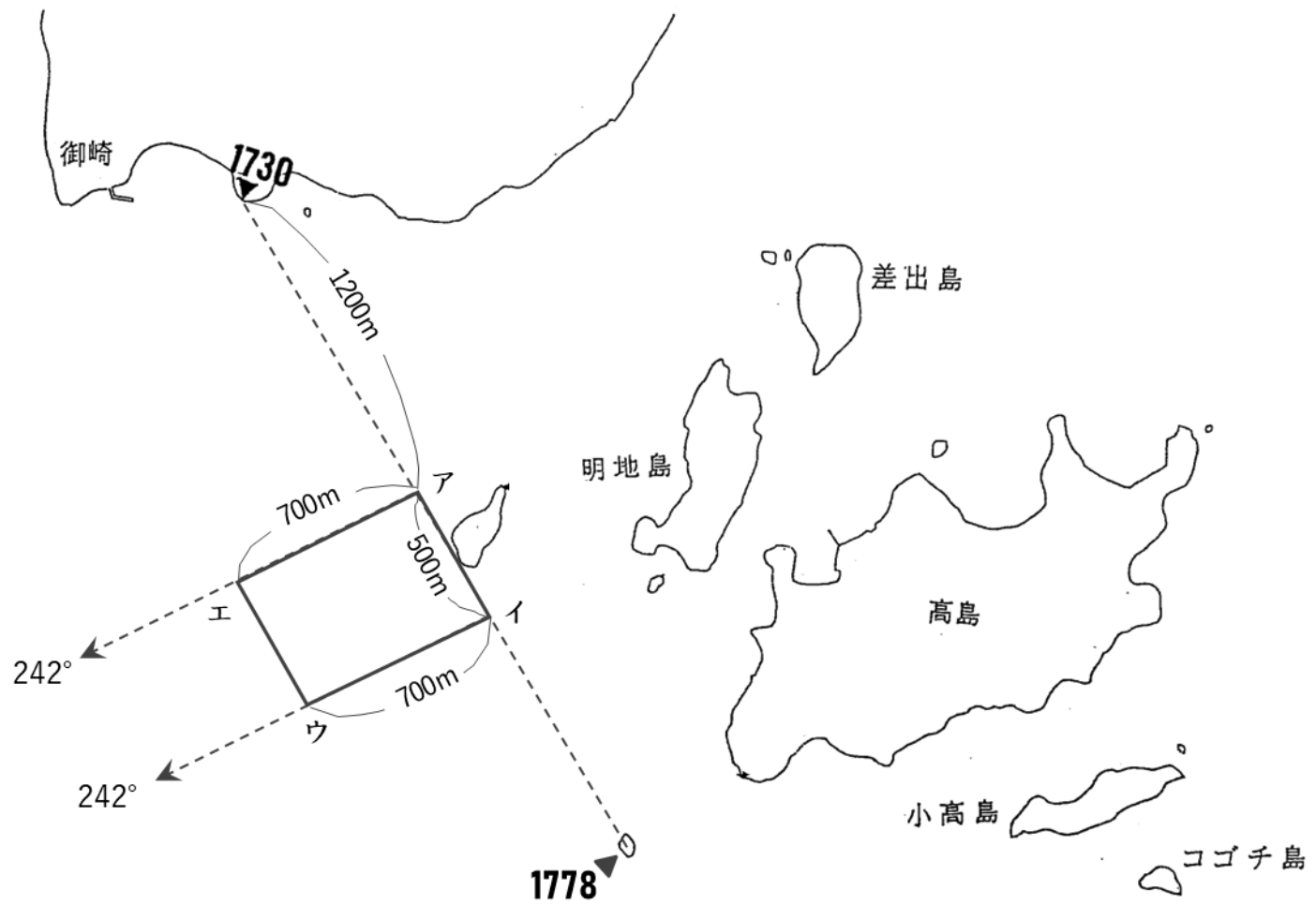
- 3 漁場の位置 笠岡市稲積島北西地先

- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線
によって囲まれた区域
点の位置
基点第1730号 笠岡市神島西側、神島・神島外浦界に設置した標識
基点第1778号 笠岡市高島南西百間ゾワイ燈標
点ア 基点第1730号から基点第1778号見通し線
上基点第1730号から1,200メートルの点
点イ 基点第1730号から基点第1778号見通し線
上基点第1730号から1,700メートルの点
点ウ 点イから真方位242度見通し線上点イから700メートルの点
点エ 点アから真方位242度見通し線上点アから700メートルの点

- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 7 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



岡区第 105 号
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第106号

7 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
9月20日から翌年3月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市高島北地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

基点第1724号 笠岡市神島外浦神島外港西防波堤燈台

基点第1766号 笠岡市高島仏崎北端に設置した標識

基点第1767号 笠岡市高島北東端に設置した標識

点ア 基点第1766号から基点第1724号見通し線上基点第1766号から200メートルの点

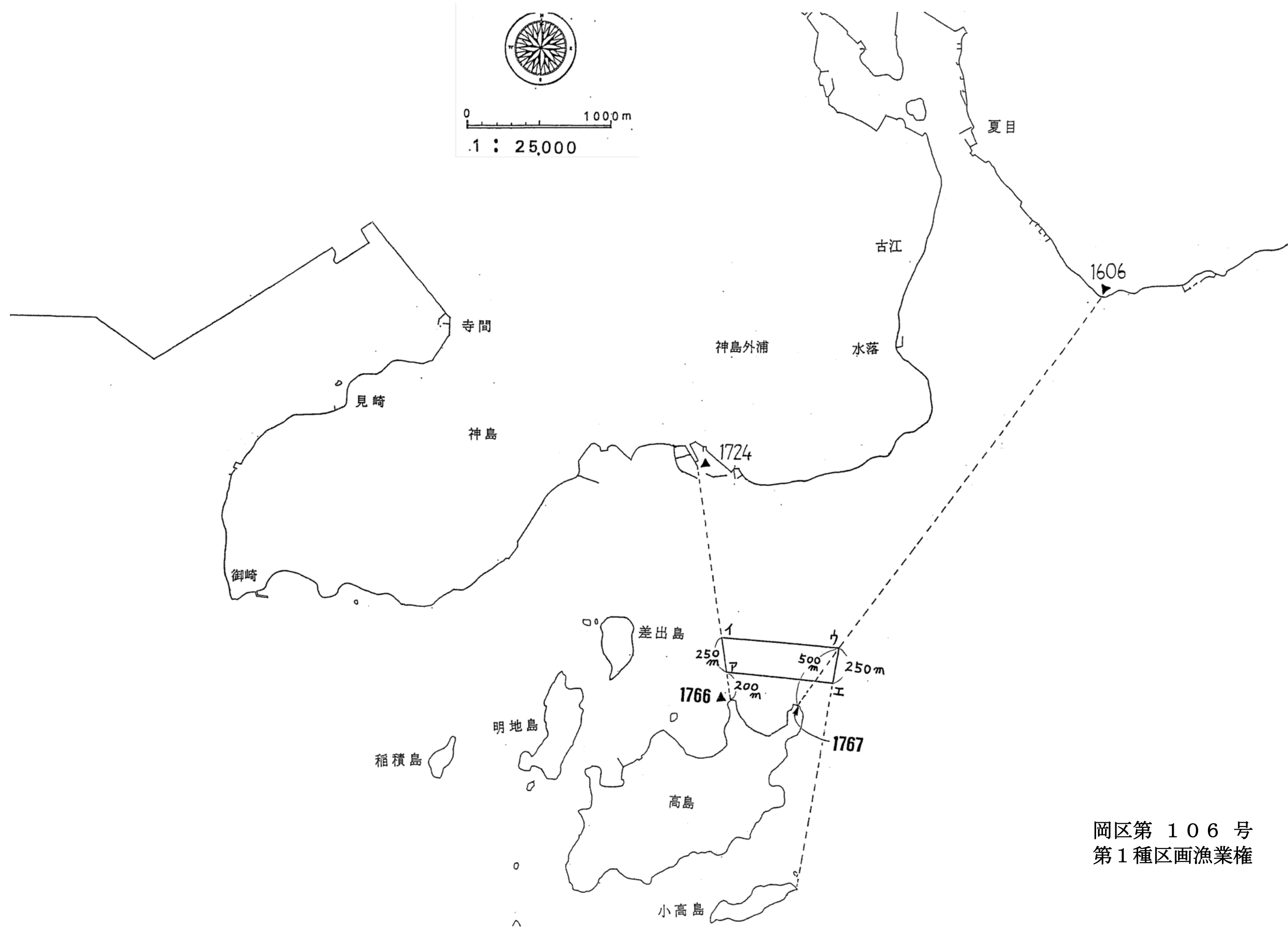
点イ 基点第1766号から基点第1724号見通し線上基点第1766号から450メートルの点

点ウ 基点第1767号から基点第1606号見通し線上基点第1767号から500メートルの点

点エ 点ウから笠岡市小高島東端見通し線上点ウから250メートルの点

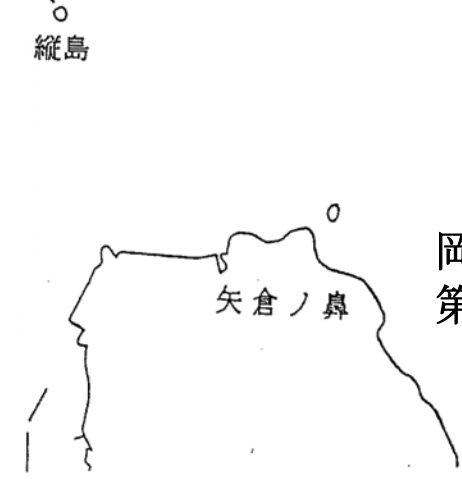
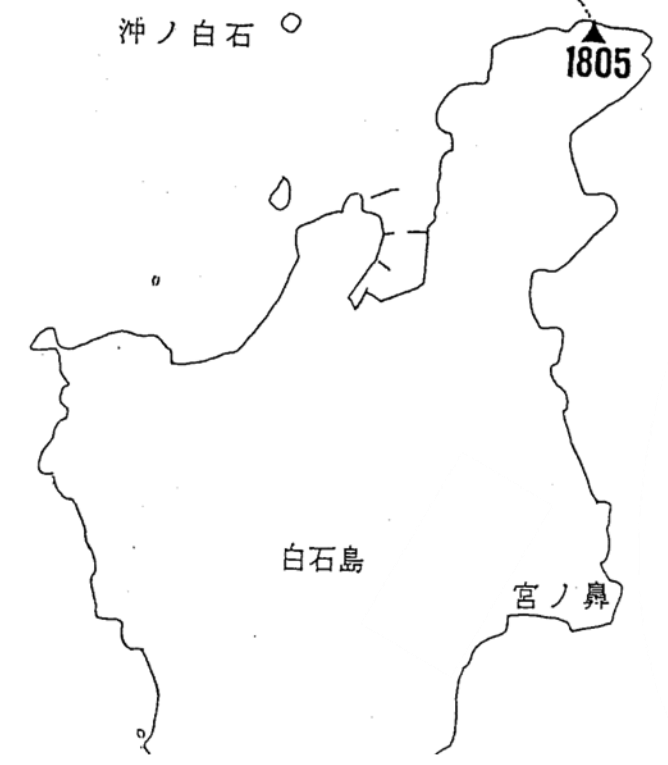
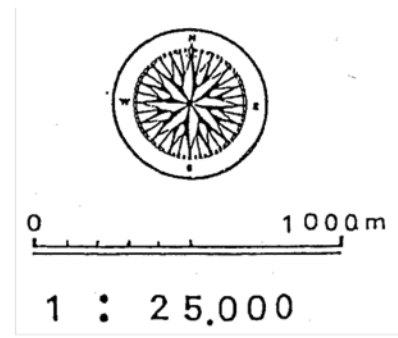
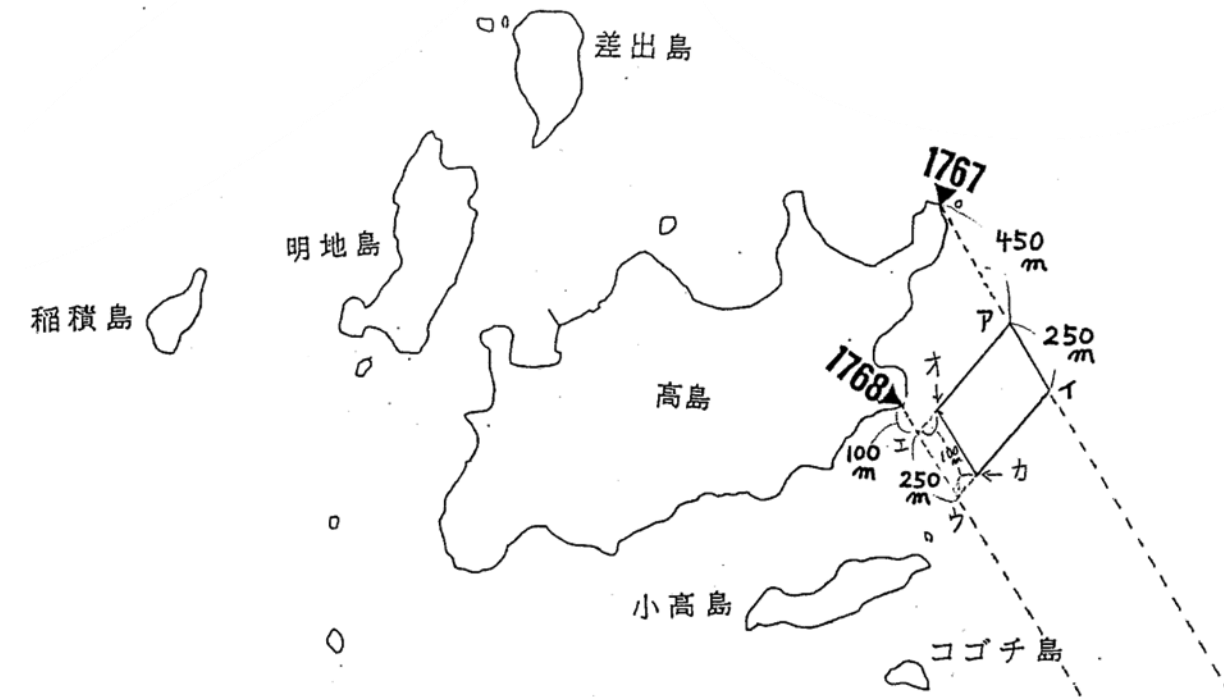
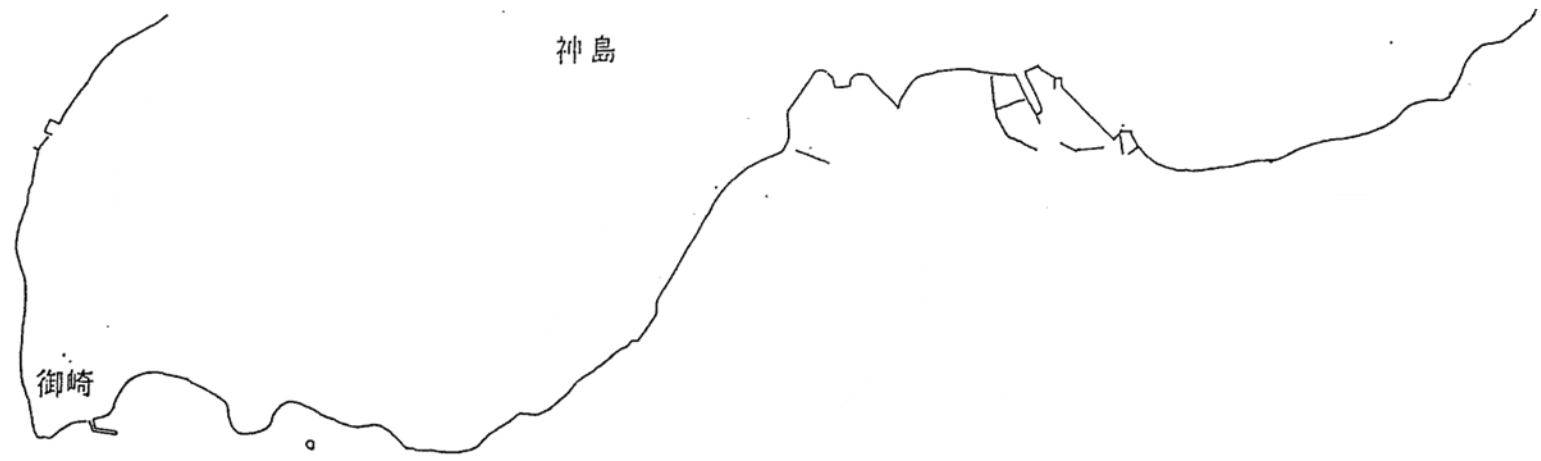
5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権



岡区第 106 号
第 1 種区画漁業権

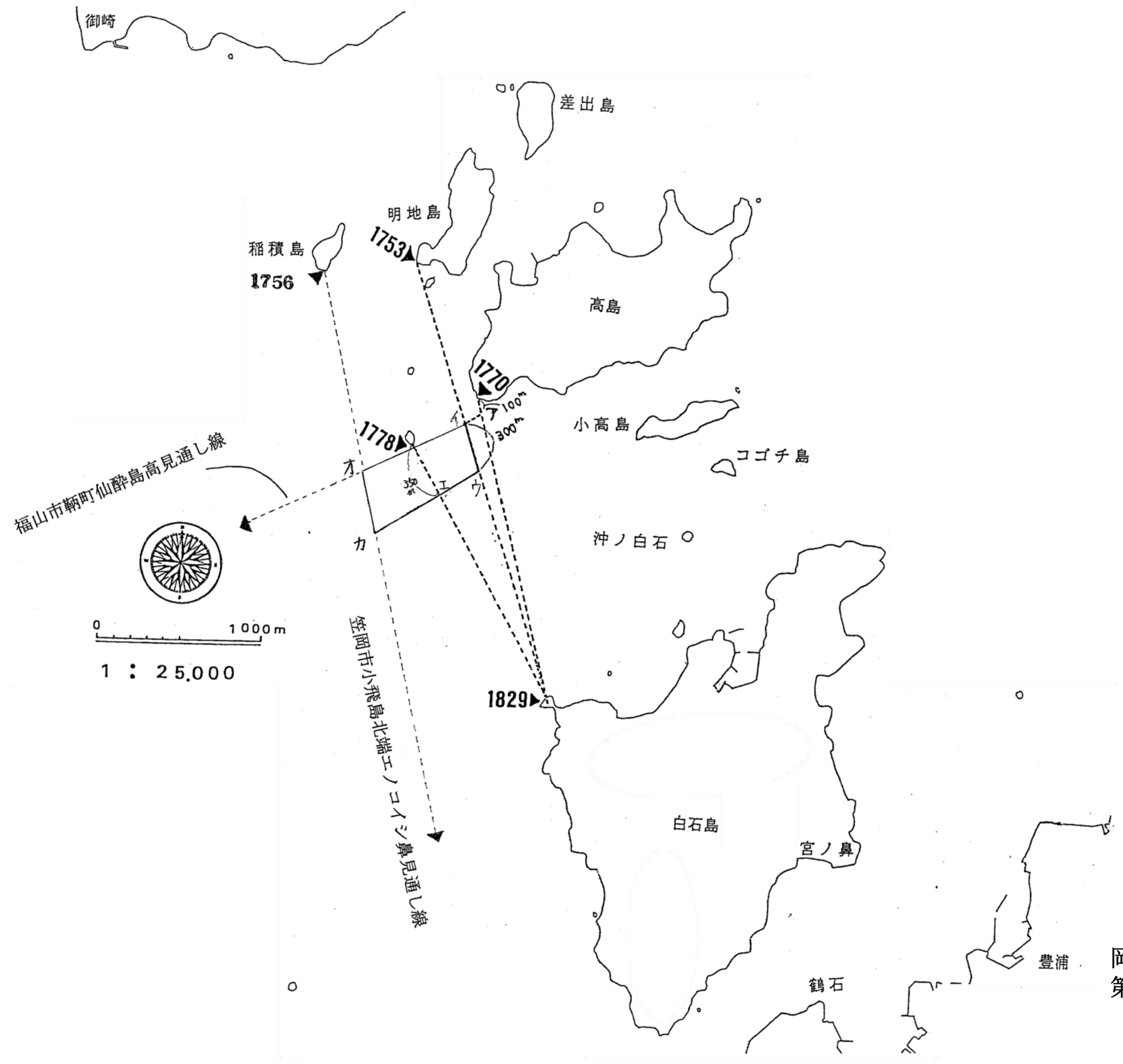
- 1 免許番号 岡区第107号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
9月20日から翌年3月31日まで
- 3 漁場の位置 笠岡市高島東南地先
- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点カ、点オ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第1767号 笠岡市高島北東端に設置した標識
基点第1768号 笠岡市高島南東端バベの木鼻に設置した標識
基点第1805号 笠岡市白石島仕切鼻東端から西200メートルの
点に設置した標識
点ア 基点第1767号から笠岡市縦島高見通し線上基
点第1767号から450メートルの点
点イ 基点第1767号から笠岡市縦島高見通し線上基
点第1767号から700メートルの点
点ウ 基点第1768号から基点第1805号見通し線
上基点第1768号から350メートルの点
点エ 基点第1768号から基点第1805号見通し線
上基点第1768号から100メートルの点
点オ 点エから点ア見通し線上点エから100メートル
の点
点カ 点ウから点イ見通し線上点ウから100メートル
の点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



岡区第 107 号
第 1 種区画漁業権

布越

- 1 免許番号 岡区第108号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
9月20日から翌年3月31日まで
- 3 漁場の位置 笠岡市高島南西地先
- 4 漁場の区域 点イ、点ウ、点カ、点オ及び点イの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第1753号 笠岡市明地島南西端（シロ石）に設置した標識
基点第1756号 笠岡市稲積島南端に設置した標識
基点第1770号 笠岡市高島南西端与太郎鼻に設置した標識
基点第1778号 笠岡市高島南西百間ゾワイ燈標
基点第1829号 笠岡市白石島小山頂上に設置した標識
点ア 基点第1770号から基点第1829号見通し線上基点第1770号から100メートルの点
点イ 基点第1753号から基点第1829号見通し線と、点アから福山市鞆町仙酔島高見通し線との交差点
点ウ 点イから基点第1829号見通し線上点イから300メートルの点
点エ 基点第1778号から基点第1829号見通し線上基点第1778号から350メートルの点
点オ 点アから福山市鞆町仙酔島高見通し線と、基点第1756号から笠岡市小飛島北端エノコイシ鼻見通し線との交差点
点カ 点ウから点エ見通し線と、基点第1756号から笠岡市小飛島北端エノコイシ鼻見通し線との交差点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



岡区第 108 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第109号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 わかめ、こんぶ養殖業
10月1日から翌年6月30日まで

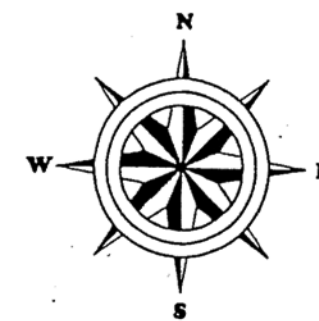
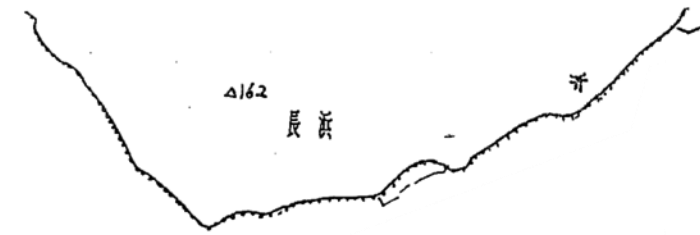
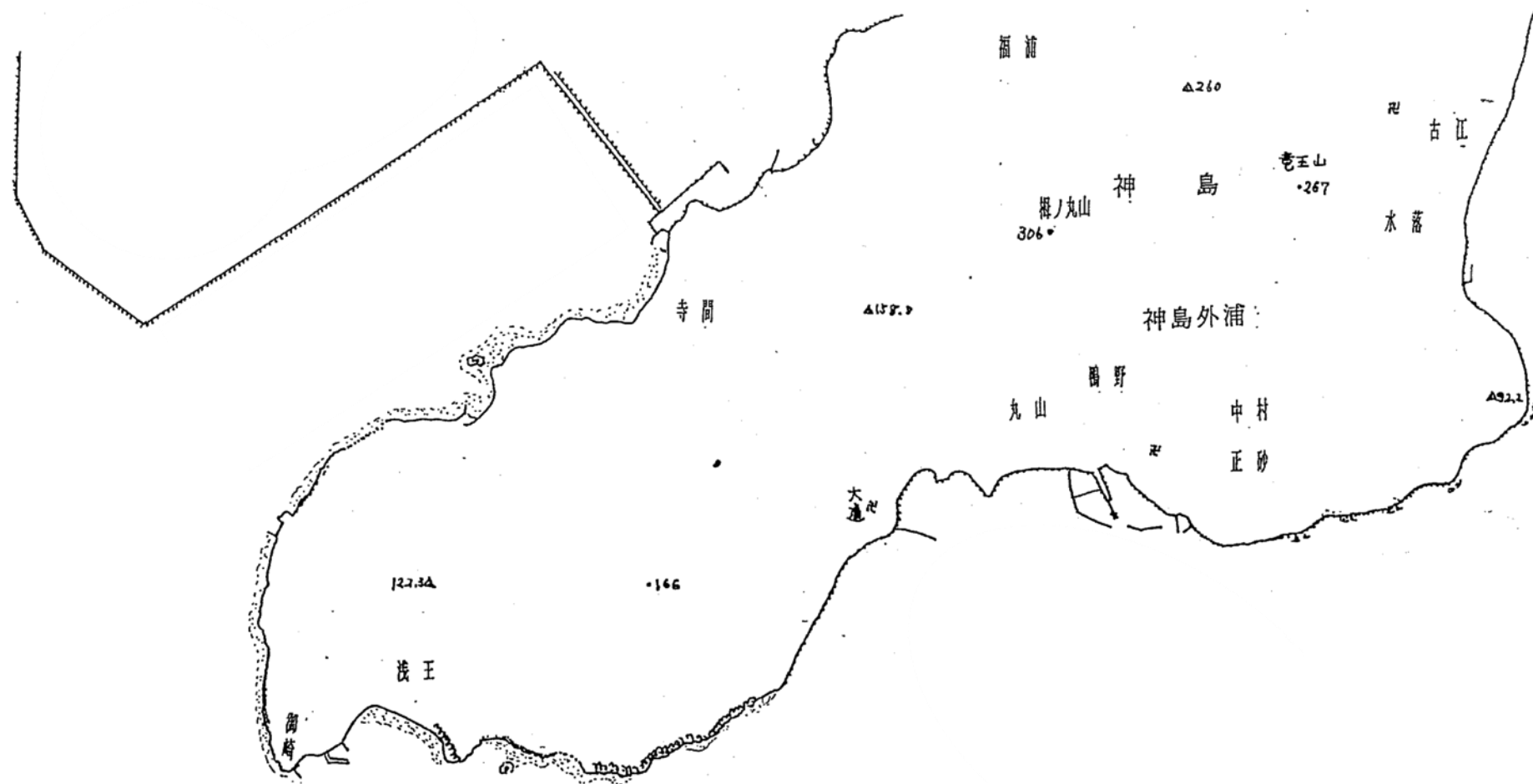
- 3 漁場の位置 笠岡市差出島地先

- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第1744号 笠岡市差出島南端に設置した標識
基点第1748号 笠岡市明地島北端に設置した標識
基点第1749号 笠岡市明地島北東端に設置した標識
点ア 笠岡市差出島赤石から基点第1748号見通し線
上笠岡市差出島赤石から50メートルの点
点イ 笠岡市差出島赤石から基点第1748号見通し線
上笠岡市差出島赤石から100メートルの点
点ウ 基点第1744号から基点第1749号見通し線
上基点第1744号から100メートルの点
点エ 基点第1744号から基点第1749号見通し線
上基点第1744号から50メートルの点

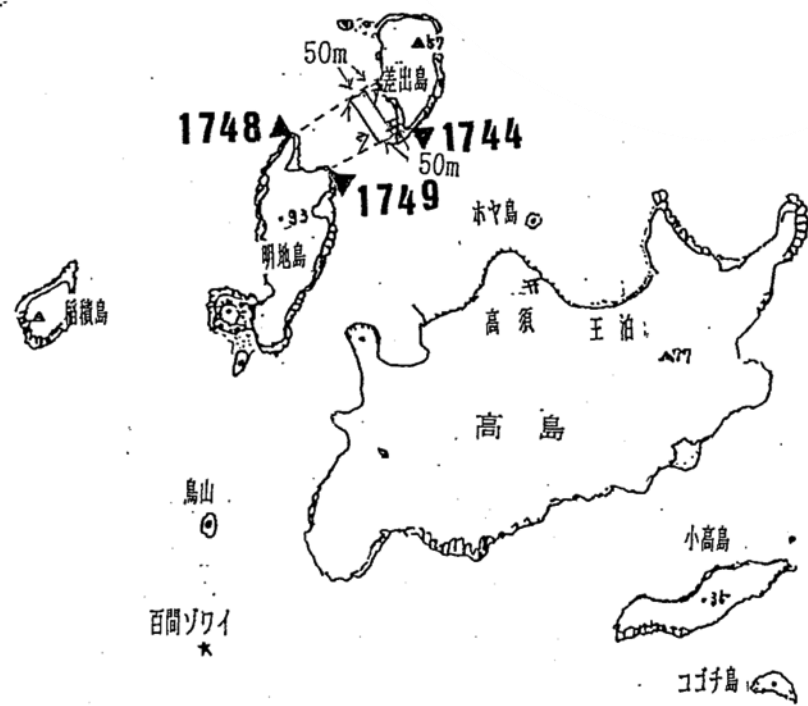
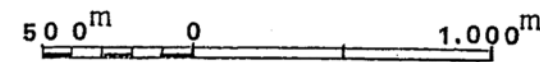
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 7 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



1 : 25.000



岡区第 109 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第110号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
10月1日から翌年3月31日まで

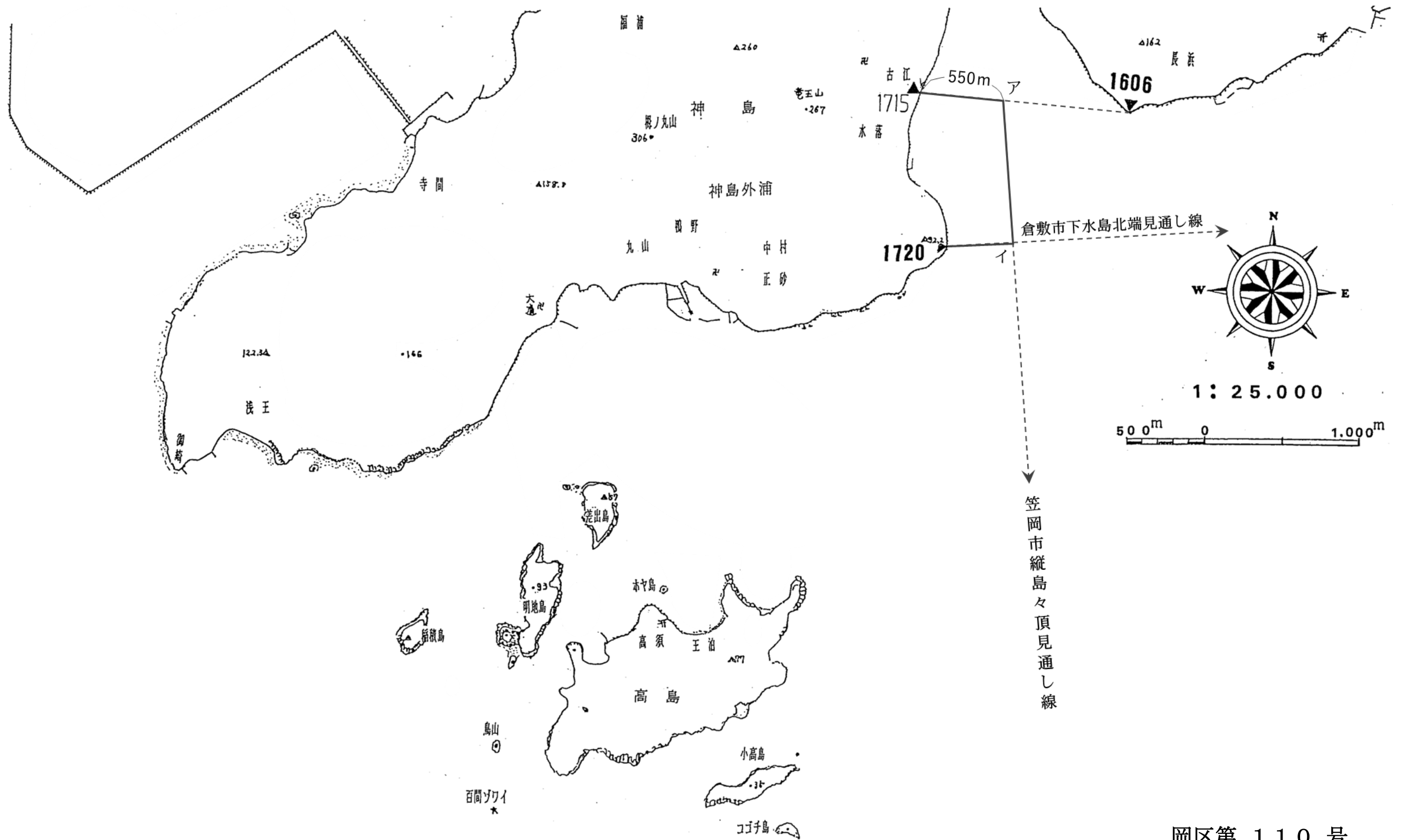
- 3 漁場の位置 笠岡市神島外浦地先

- 4 漁場の区域 基点第1715号、点ア、点イ及び基点第1720号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識
基点第1715号 笠岡市神島東側、神島・神島外浦界防波堤階段に設置した標識
基点第1720号 笠岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識
点ア 基点第1715号から基点第1606号見通し線上基点第1715号から550メートルの点
点イ 基点第1720号から倉敷市下水島北端見通し線と、点アから笠岡市縦島島頂見通し線との交差点

- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
個別漁業権

- 7 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



岡区第 110 号
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第111号

6 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市神島外浦大道地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第1725号 笠岡市神島外浦外浦大道（護岸堤西端）鼻に設置した標識

基点第1727号 笠岡市神島外浦城山南東麓に設置した標識

基点第1748号 笠岡市明地島北端に設置した標識

基点第1772号 笠岡市高島汐口鼻東（台の鼻大岩）に設置した標識

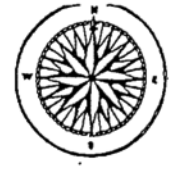
点ア 基点第1727号地先石積防波堤東端から基点第1772号見通し線上基点第1727号地先石積防波堤東端から175メートルの点

点イ 点アから基点第1772号見通し線上点アから250メートルの点

点ウ 基点第1727号から基点第1748号見通し線上基点第1727号から650メートルの点

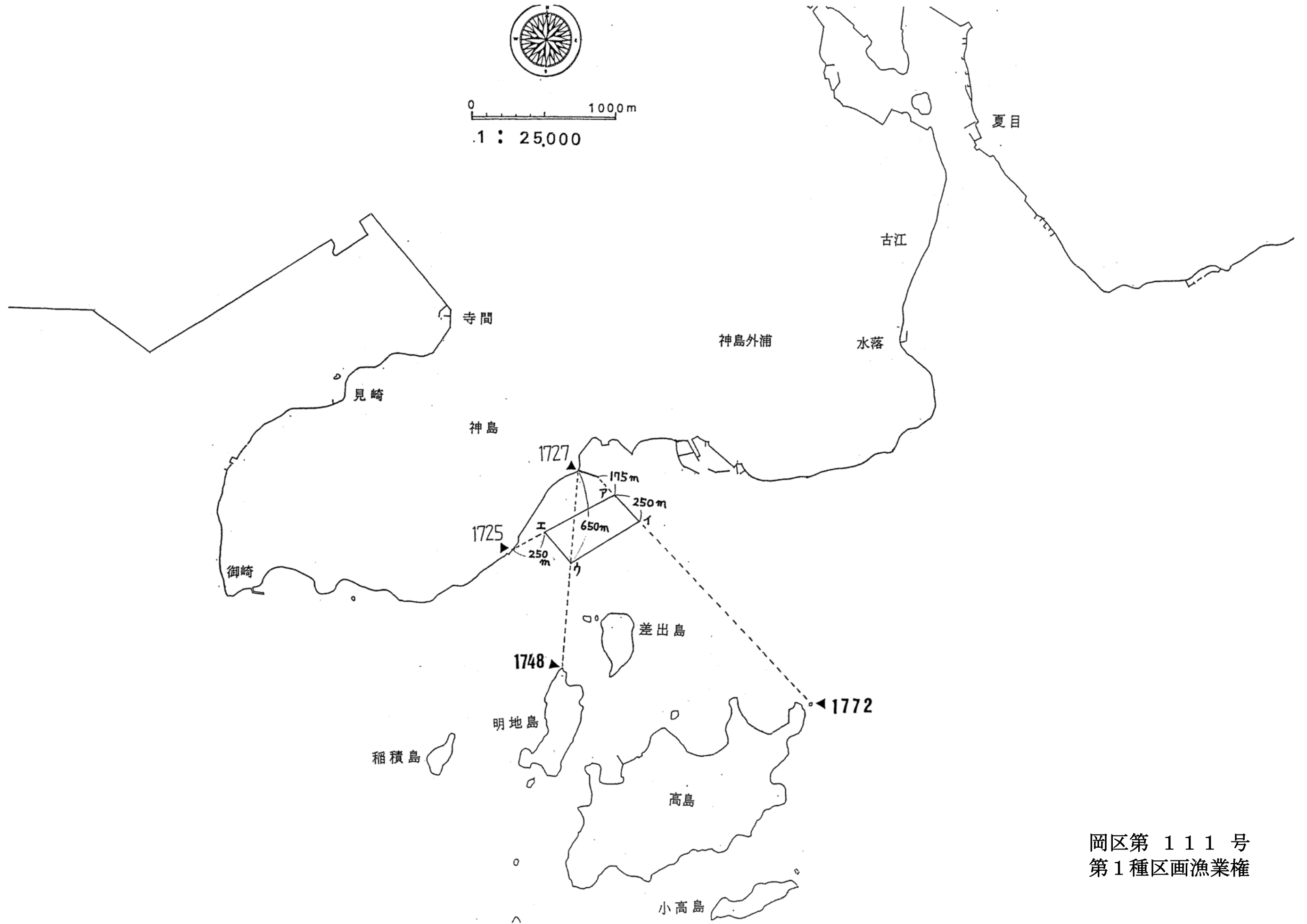
点エ 基点第1725号から点ア見通し線上基点第1725号から250メートルの点

5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権



0 1000m

1 : 25,000



岡区第 111 号
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第112号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市神島外浦江の浜地先

4 漁場の区域 点エ、点オ、点カ、点キ及び点エの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第1730号 笠岡市神島西側、神島・神島外浦界に設置した標識

基点第1755号 笠岡市稲積島北端に設置した標識

点ア 基点第1755号から笠岡市神島オソノミ山頂見
通し線と最大高潮時海岸線との交差点

点イ 点アから基点第1755号見通し線上点アから1
00メートルの点

点ウ 点アから基点第1755号見通し線上点アから3
50メートルの点

点エ 基点第1730号から笠岡市梶子島西端見通し線
上基点第1730号から350メートルの点

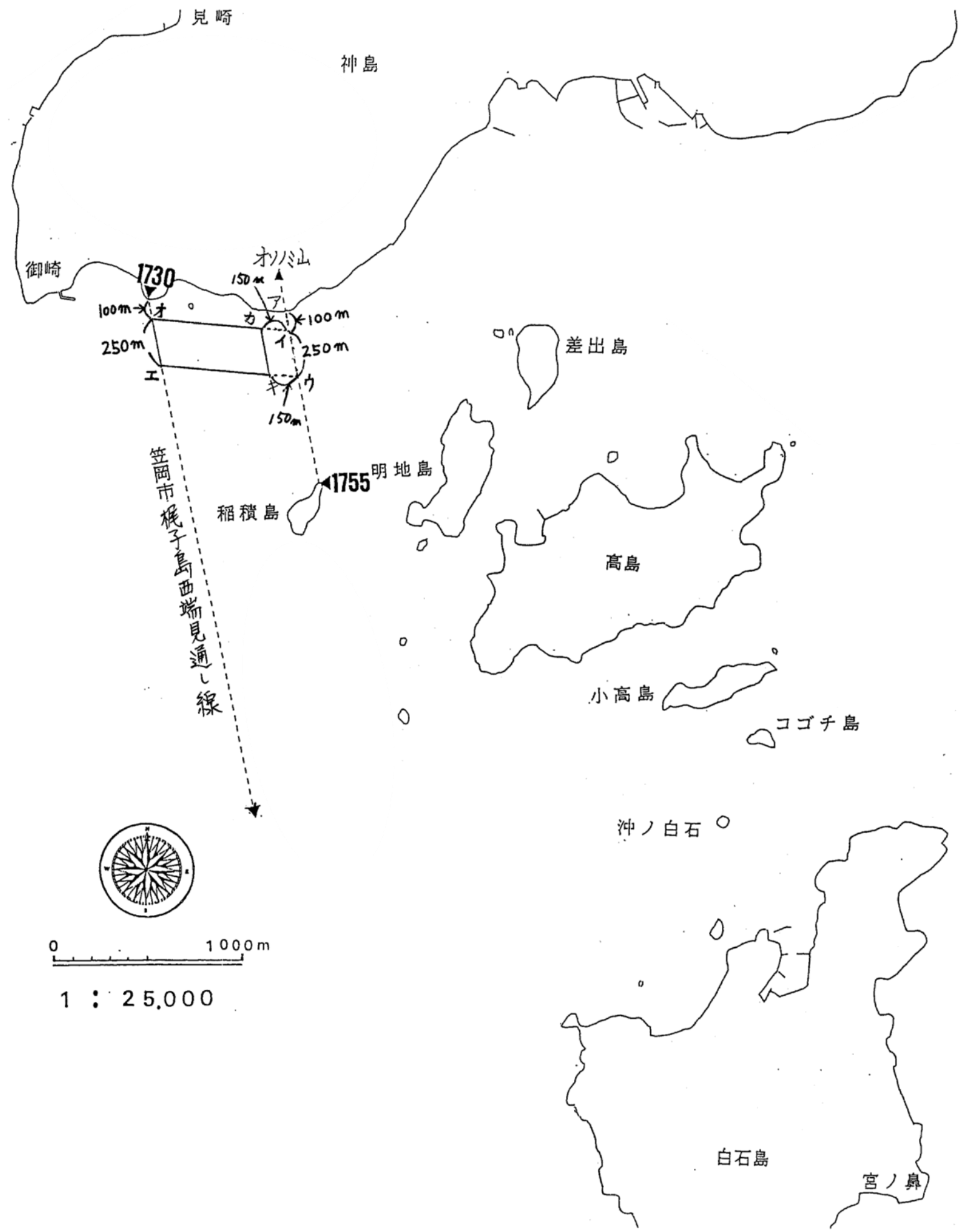
点オ 基点第1730号から笠岡市梶子島西端見通し線
上基点第1730号から100メートルの点

点カ 点イから点オ見通し線上点イから150メートル
の点

点キ 点ウから点エ見通し線上点ウから150メートル
の点

5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

6 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



岡区第 112 号
第 1 種 区画 漁業 権

- 1 免許番号 岡区第113号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき、あさり垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 笠岡市高島高須、王泊地先

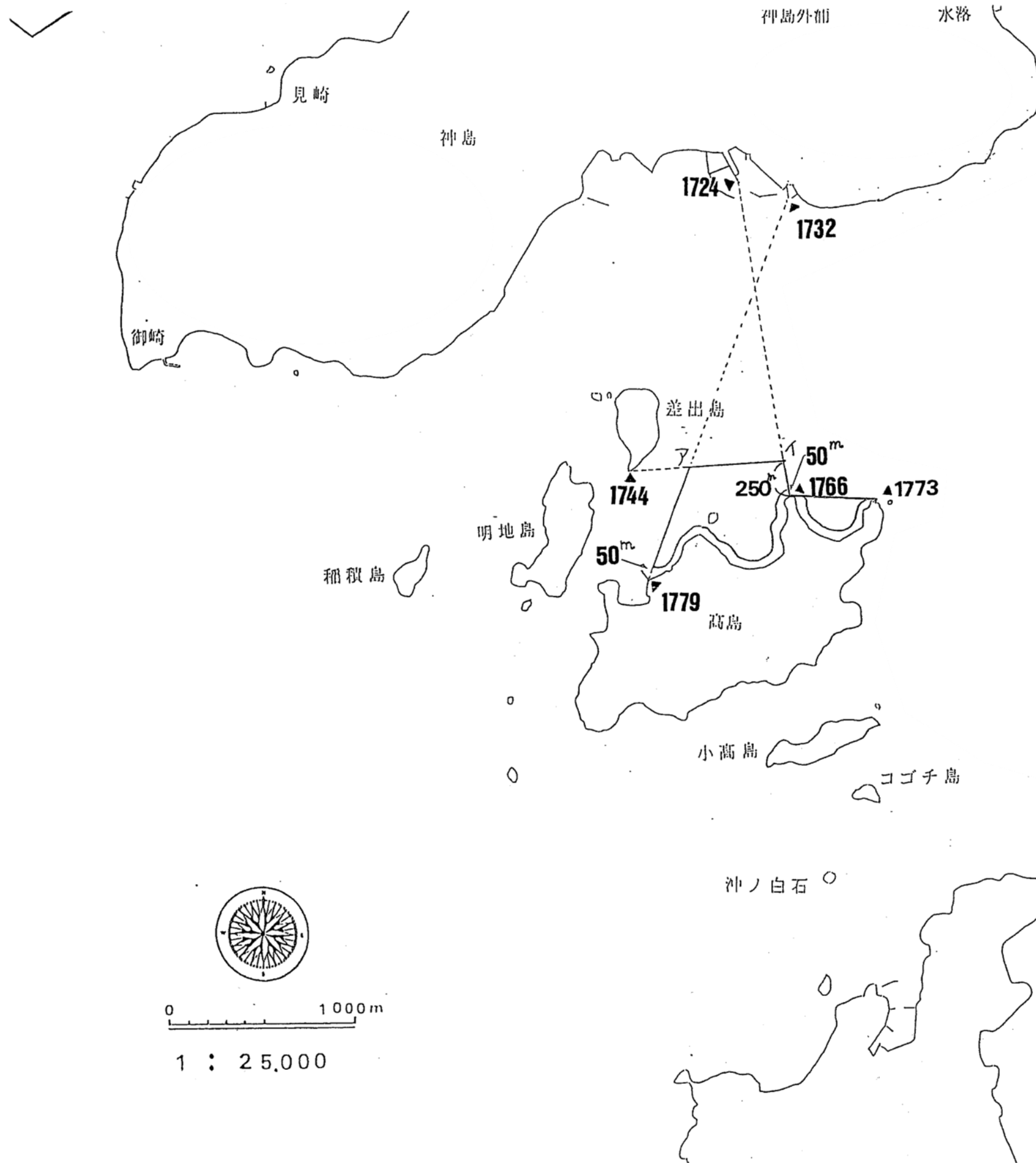
- 4 漁場の区域 基点第1779号、点ア、点イ、基点第1766号及び基点第1773号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線から沖出し50メートルの区域を除く。

点の位置

- 基点第1724号 笠岡市神島外浦神島外港西防波堤燈台
- 基点第1732号 笠岡市神島外浦中村西防波堤突端に設置した標識
- 基点第1744号 笠岡市差出島南端に設置した標識
- 基点第1766号 笠岡市高島仏崎北端に設置した標識
- 基点第1773号 笠岡市高島汐口鼻北端に設置した標識
- 基点第1779号 笠岡市高島黒土港北防波堤基部に設置した標識
- 点ア 点イから基点第1744号見通し線と、基点第1732号から基点第1779号見通し線との交差点
- 点イ 基点第1766号から基点第1724号見通し線上基点第1766号から250メートルの点

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



岡区第 113 号
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第114号

上基点第1837号から500メートルの点

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
9月20日から翌年3月31日まで

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

3 漁場の位置 笠岡市白石島西之浦地先

6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

4 漁場の区域 基点第1819号、点ア、点イ、点ウ、点エ、点カ及び基点第1837号の各点を順次結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

7 関係地区 笠岡市白石島

点の位置

基点第1755号 笠岡市稲積島北端に設置した標識

基点第1756号 笠岡市稲積島南端に設置した標識

基点第1770号 笠岡市高島南西端与太郎鼻に設置した標識

基点第1819号 笠岡市弁天島西端に設置した標識

基点第1827号 笠岡市白石島小山北端に設置した標識

基点第1836号 笠岡市白石島亀石に設置した標識

基点第1837号 笠岡市弁天島東北端に設置した標識

点ア 基点第1819号から基点第1827号見通し延長線と、基点第1836号から笠岡市鳥山見通し線との交差点

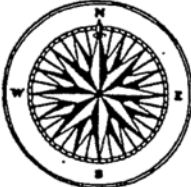
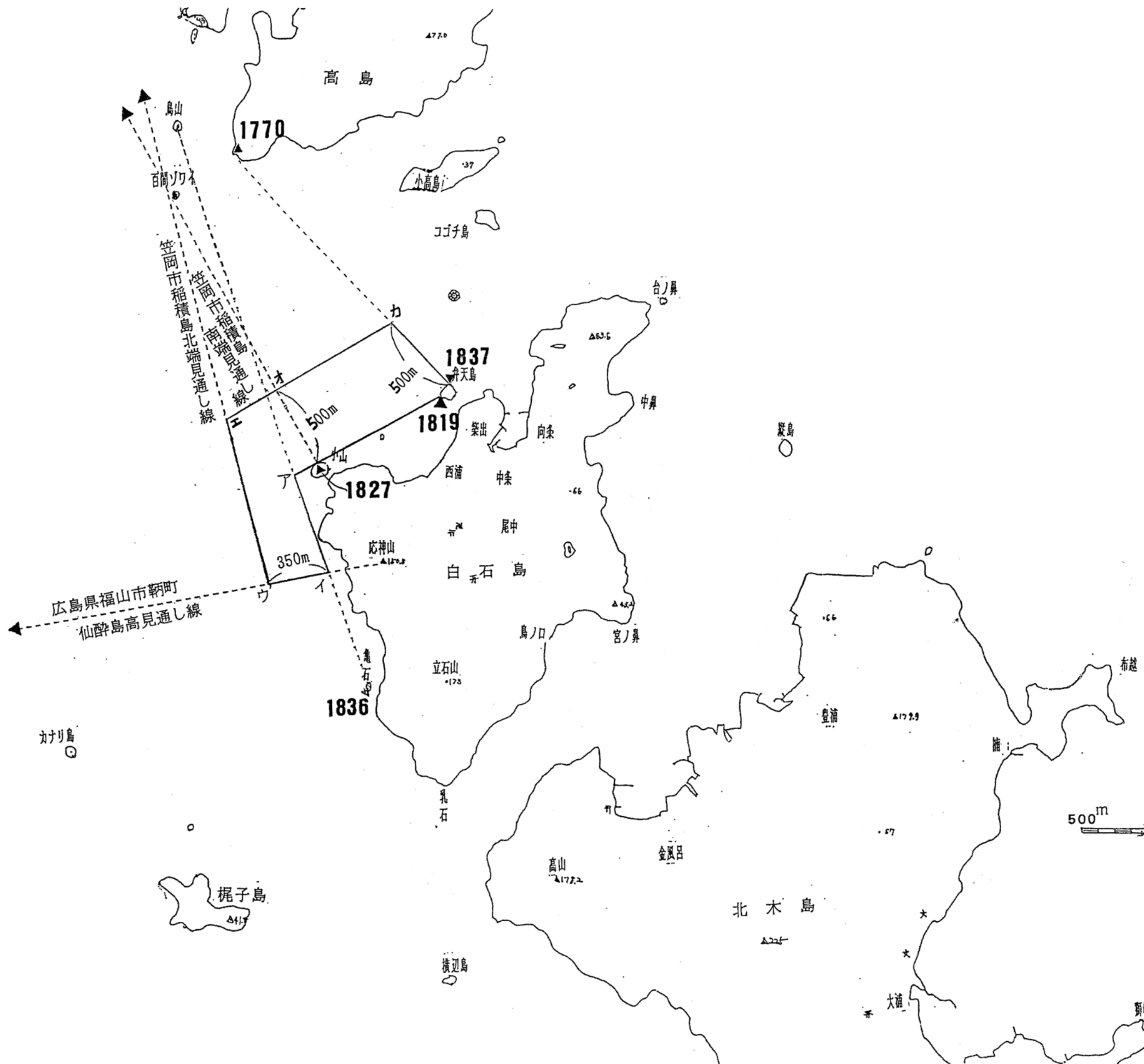
点イ 笠岡市白石島応神山山頂から福山市鞆町仙酔島高見通し線と、基点第1836号から笠岡市鳥山見通し線との交差点

点ウ 点イから福山市鞆町仙酔島高見通し線上点イから350メートルの点

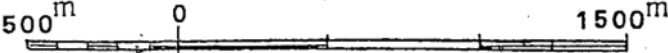
点エ 点ウから基点第1755号見通し線と、点カから点オ見通し延長線との交差点

点オ 基点第1827号から基点第1756号見通し線上基点第1827号から500メートルの点

点カ 基点第1837号から基点第1770号見通し線

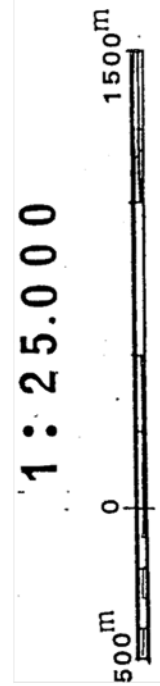
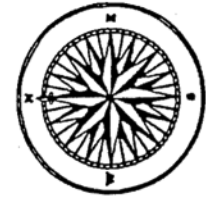
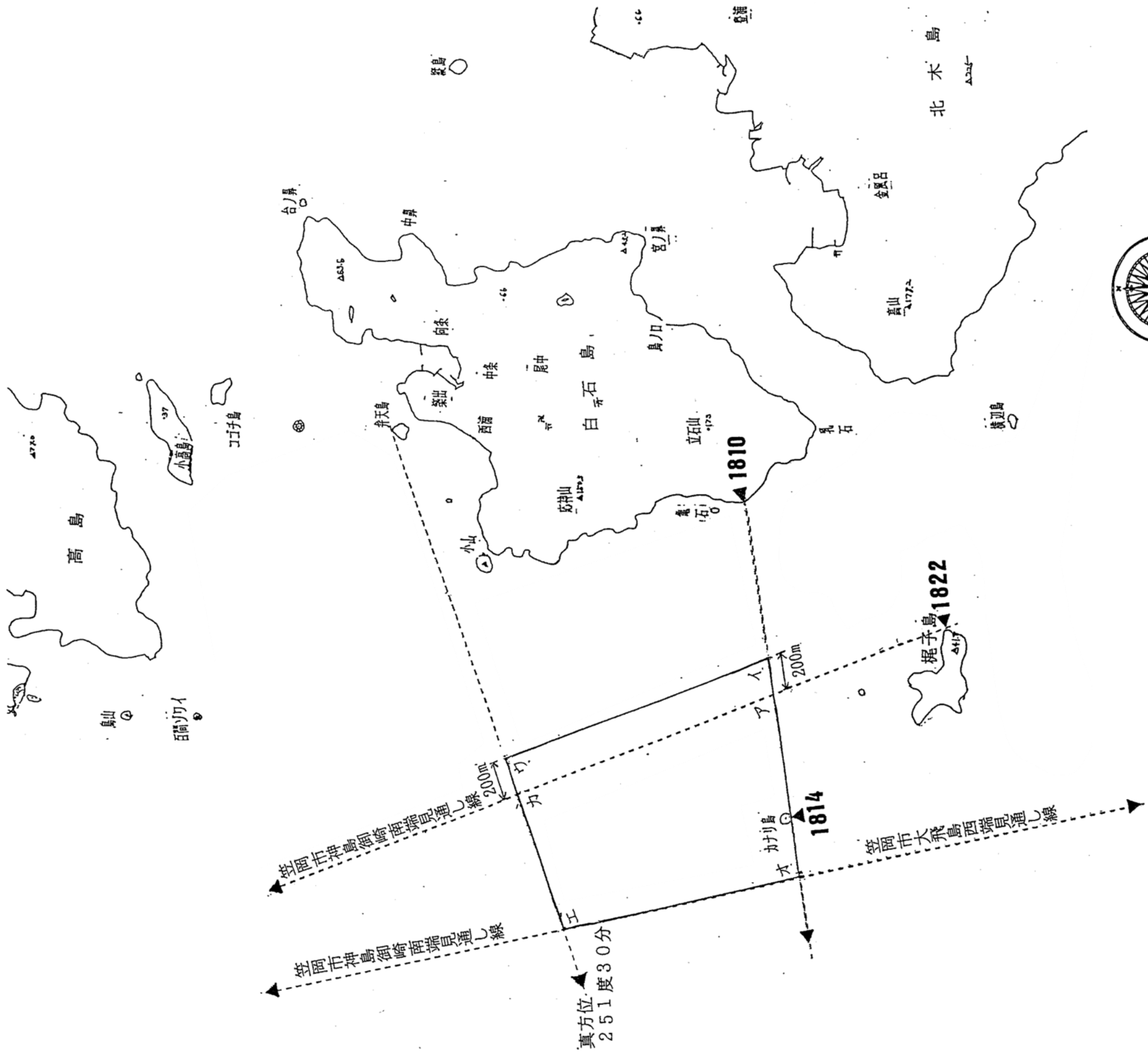


1 : 25.000



岡区第 114 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第115号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
9月20日から翌年3月31日まで
- 3 漁場の位置 笠岡市カナリ島北部地先
- 4 漁場の区域 点イ、点オ、点エ、点ウ及び点イの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第1810号 笠岡市白石島ヒラタ鼻に設置した標識
基点第1814号 笠岡市カナリ島南端に設置した標識
基点第1822号 笠岡市梶子島東端に設置した標識
点ア 基点第1814号から基点第1810号見通し線と、基点第1822号から笠岡市神島御崎南端見通し線との交差点
点イ 点アから基点第1810号見通し線上点アから200メートルの点
点ウ 点カから笠岡市弁天島北西端見通し線上点カから200メートルの点
点エ 笠岡市弁天島北端から真方位251度30分見通し線と、笠岡市神島御崎南端から笠岡市大飛島西端見通し線との交差点
点オ 基点第1810号から基点第1814号見通し延長線と、笠岡市神島御崎南端から笠岡市大飛島西端見通し線との交差点
点カ 笠岡市弁天島北端から真方位251度30分見通し線と、笠岡市神島御崎南端から基点第1822号見通し線との交差点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7 関係地区 笠岡市白石島



岡区第 115 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第116号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 わかめ、こんぶ養殖業
10月1日から翌年6月30日まで

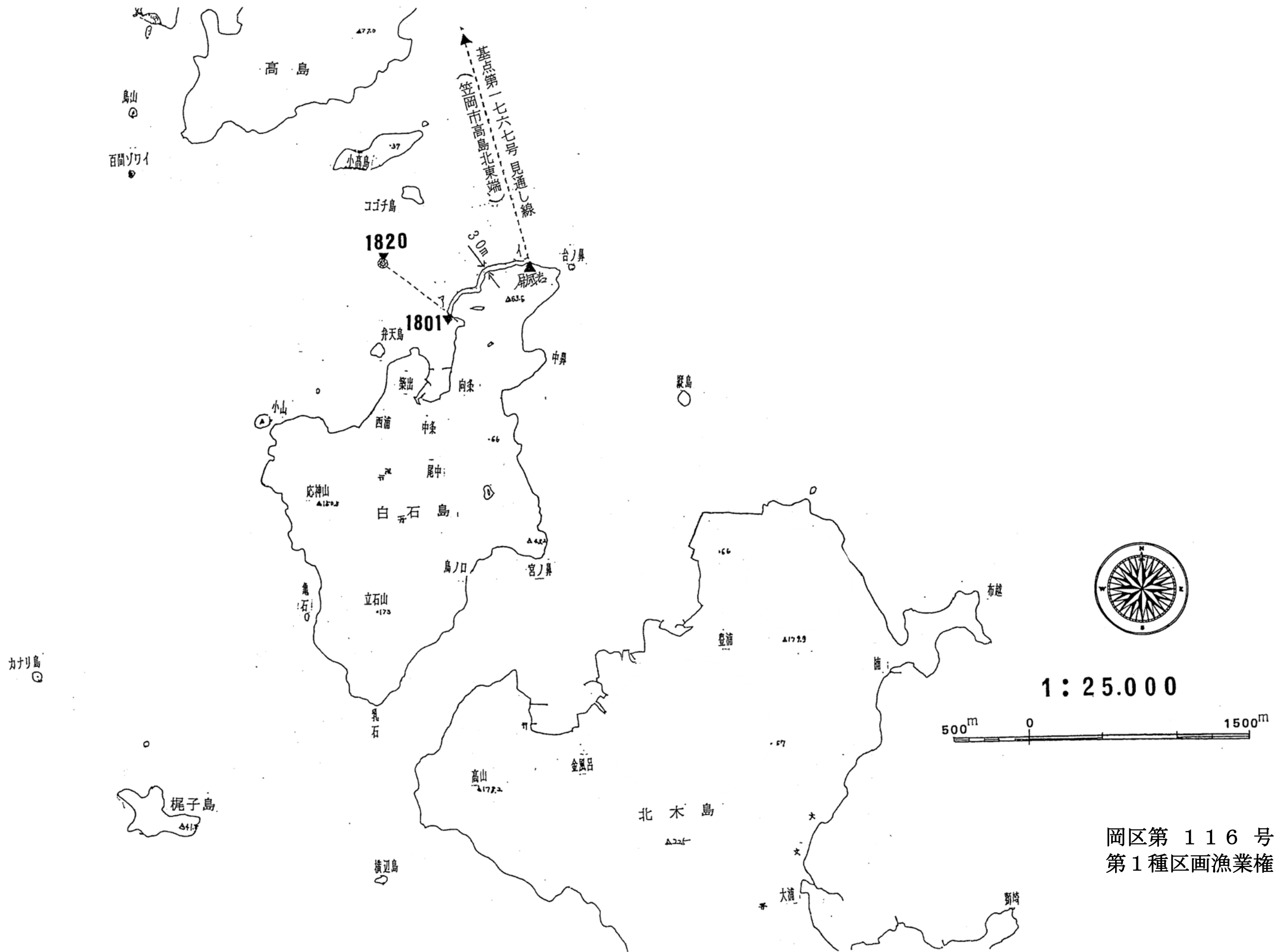
- 3 漁場の位置 笠岡市白石島北東地先

- 4 漁場の区域 基点第1801号及び点アを結んだ直線、笠岡市白石島屏風岩及び点イを結んだ直線及び基点第1801号と笠岡市白石島屏風岩の間における最大高潮時海岸線から沖出し30メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第1767号 笠岡市高島北東端に設置した標識
基点第1801号 笠岡市白石島水場の浜北モチの木南端に設置した標識
基点第1820号 笠岡市沖ノ白石燈台
点ア 基点第1801号から基点第1820号見通し線上基点第1801号から30メートルの点
点イ 笠岡市白石島屏風岩から基点第1767号見通し線上笠岡市白石島屏風岩から30メートルの点

- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 7 関係地区 笠岡市白石島



岡区第 116 号
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第117号

7 関係地区 笠岡市白石島

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 わかめ、こんぶ養殖業
10月1日から翌年6月30日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島北地先

4 漁場の区域 基点第1838号、点ア、点イ及び基点第1819号の各
点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ
た区域

点の位置

基点第1819号 笠岡市弁天島西端に設置した標識

基点第1827号 笠岡市白石島小山北端に設置した標識

基点第1828号 笠岡市白石島小山南端に設置した標識

基点第1834号 笠岡市白石島西之浦先西端に設置した標識

基点第1838号 笠岡市弁天島南端に設置した標識

点ア 基点第1838号から基点第1828号見通し線
と、基点第1834号から笠岡市小高島西端見通し
線との交差点

点イ 基点第1819号から基点第1827号見通し線
と、基点第1834号から笠岡市小高島西端見通し
線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権



岡区第 117 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第118号

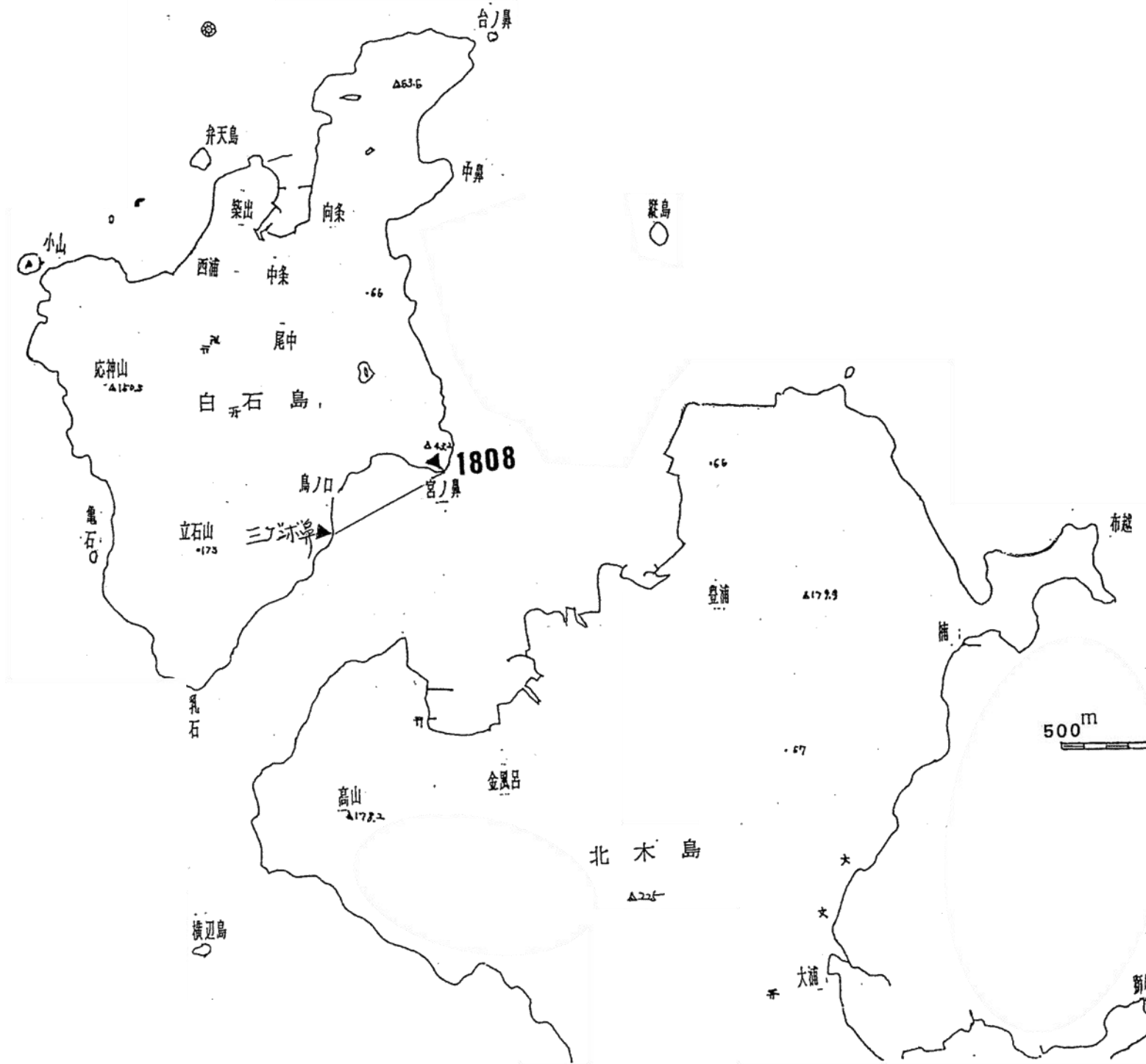
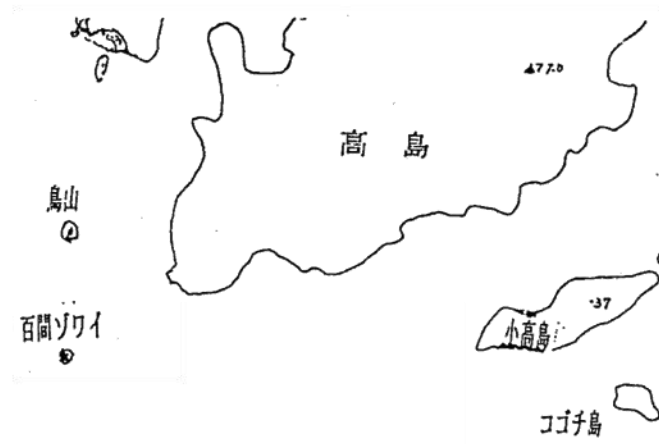
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 笠岡市白石島鳥ノ口地先

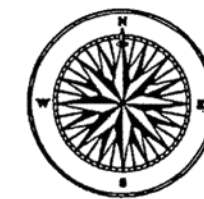
- 4 漁場の区域 基点第1808号及び笠岡市白石島三ゲンボ鼻を結んだ直
線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第1808号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 笠岡市白石島



カナリ島



1 : 25.000



岡区第 118 号
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第119号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島北地先

4 漁場の区域 基点第1817号、第1838号、点ア及び基点第1834号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1817号 笠岡市白石島目玉岩に設置した標識

基点第1828号 笠岡市白石島小山南端に設置した標識

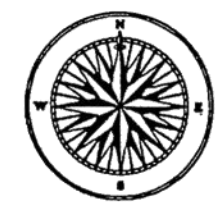
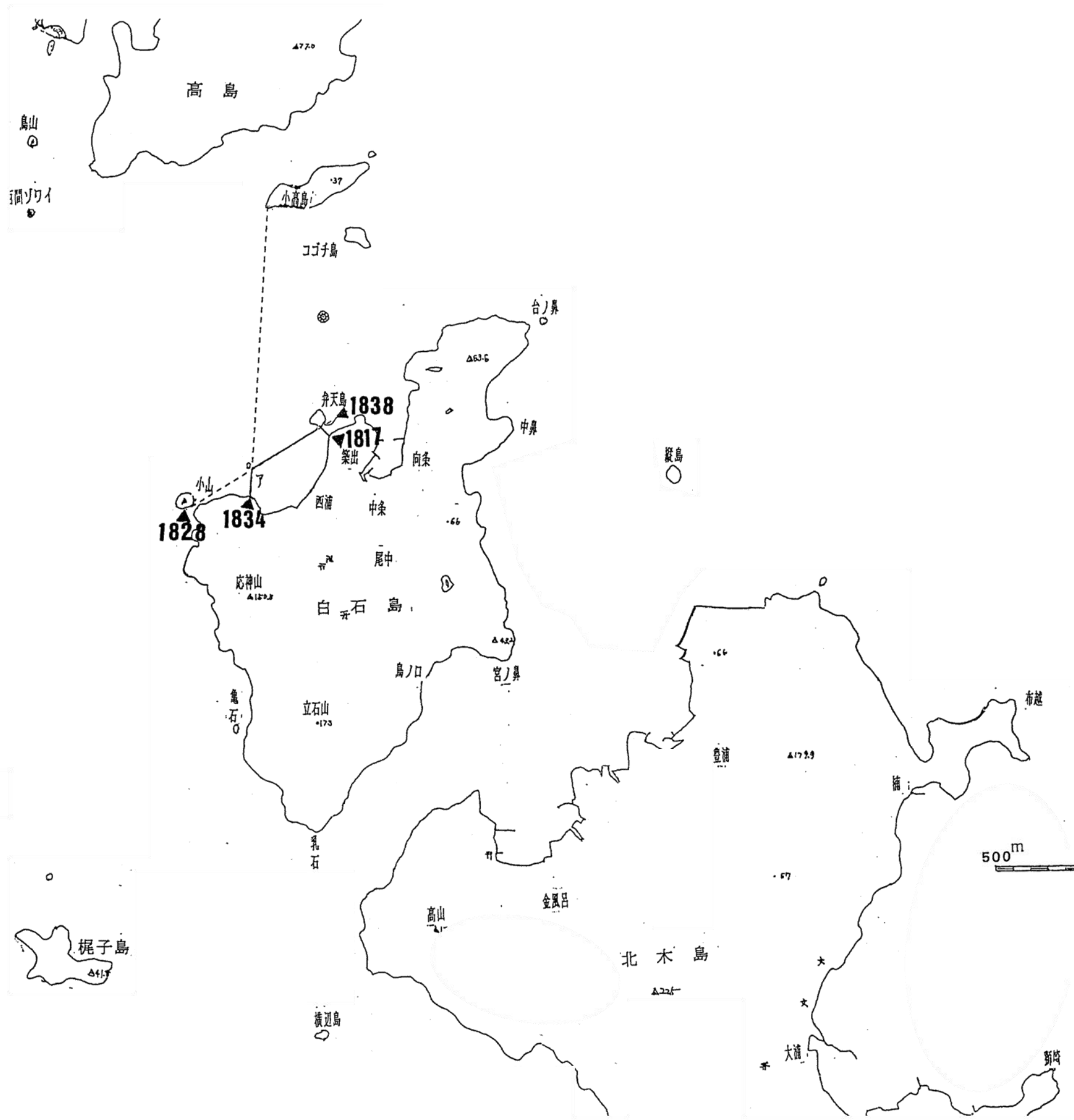
基点第1834号 笠岡市白石島西之浦先西端に設置した標識

基点第1838号 笠岡市弁天島南端に設置した標識

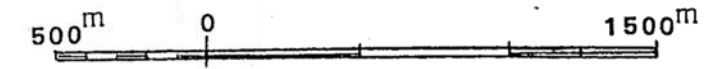
点ア 基点第1838号から基点第1828号見通し線と、基点第1834号から笠岡市小高島西端見通し線との交差点

5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

6 関係地区 笠岡市白石島



1 : 25.000



カナリ島



岡区第 119 号
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第120号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市北木島町豊浦地先

4 漁場の区域 基点第1877号、点ア、点イ及び基点第1878号の各
点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ
た区域

点の位置

基点第1877号 笠岡市北木島八幡鼻突端に設置した標識

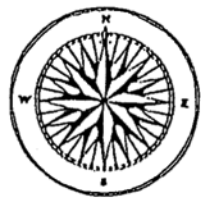
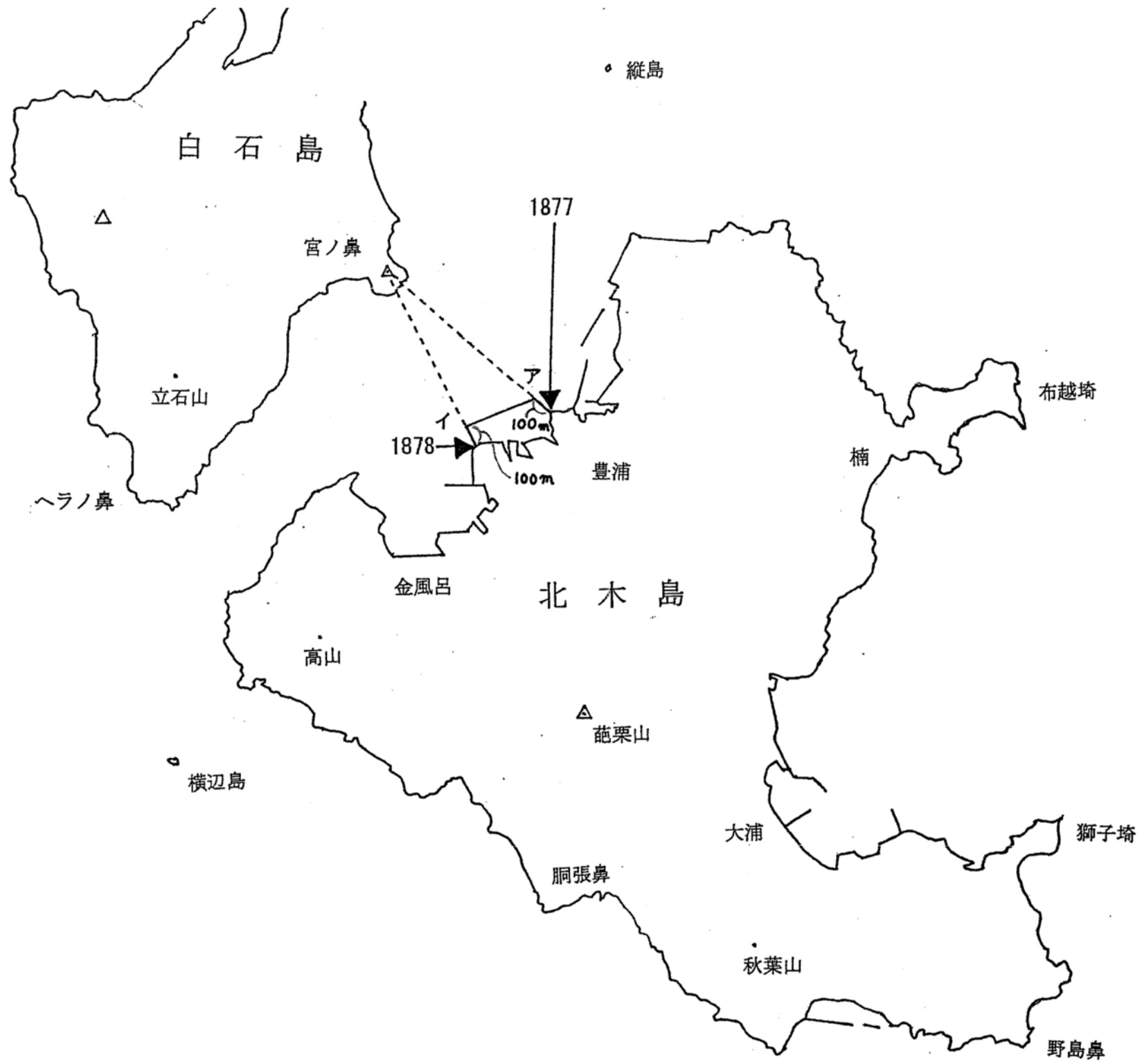
基点第1878号 笠岡市北木島町木崎鼻突端に設置した標識

点ア 基点第1877号から笠岡市白石島宮ノ鼻高見通
し線上基点第1877号から100メートルの点

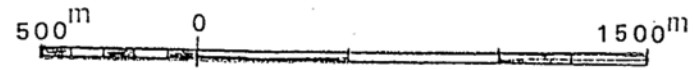
点イ 基点第1878号から笠岡市白石島宮ノ鼻高見通
し線上基点第1878号から100メートルの点

5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

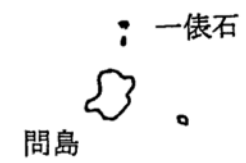
6 関係地区 笠岡市北木島町



1 : 25.000



岡区第 120 号
第 1 種区画漁業権



- 1 免許番号 岡区第121号

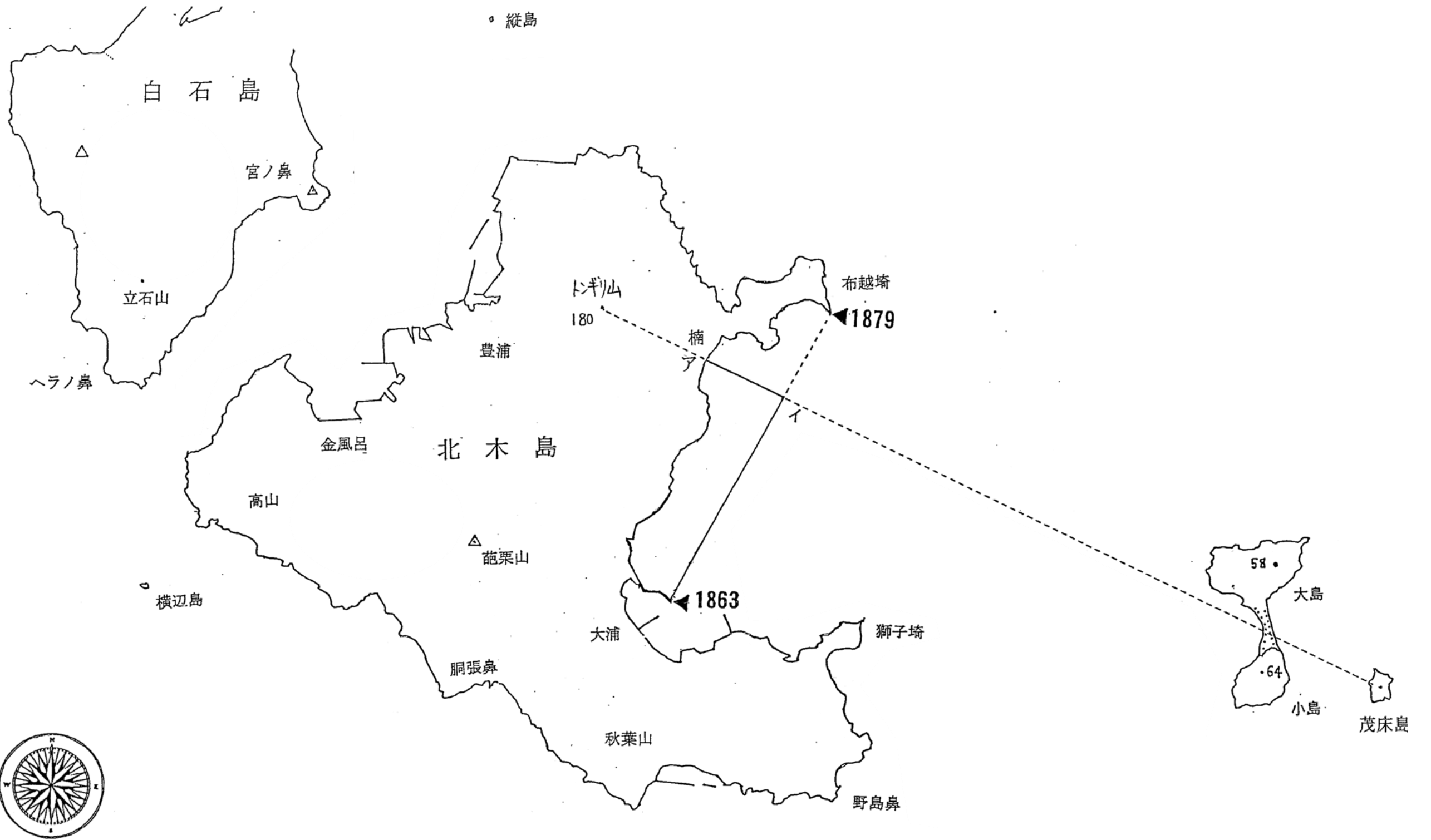
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 笠岡市北木島東地先

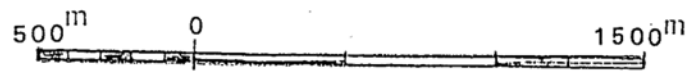
- 4 漁場の区域 点ア、点イ及び基点第1863号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第1863号 笠岡市北木島町大浦港北防波堤突端灯台に設置した標識
基点第1879号 笠岡市北木島布越南東端に設置した標識
点ア 笠岡市北木島トンギリ山（180）から笠岡市茂床島島頂見通し線と、笠岡市北木島最大高潮時海岸線との交差点
点イ 笠岡市北木島トンギリ山（180）から笠岡市茂床島島頂見通し線と、基点第1863号から基点第1879号見通し線との交差点

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 笠岡市北木島町



1 : 25.000



岡区第 121 号
第 1 種区画漁業権



- 1 免許番号 岡区第122号

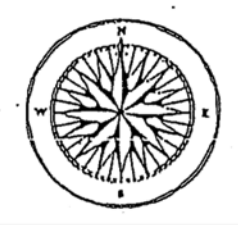
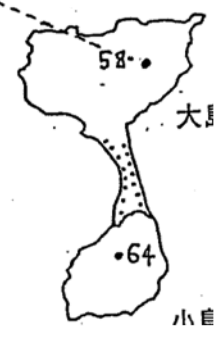
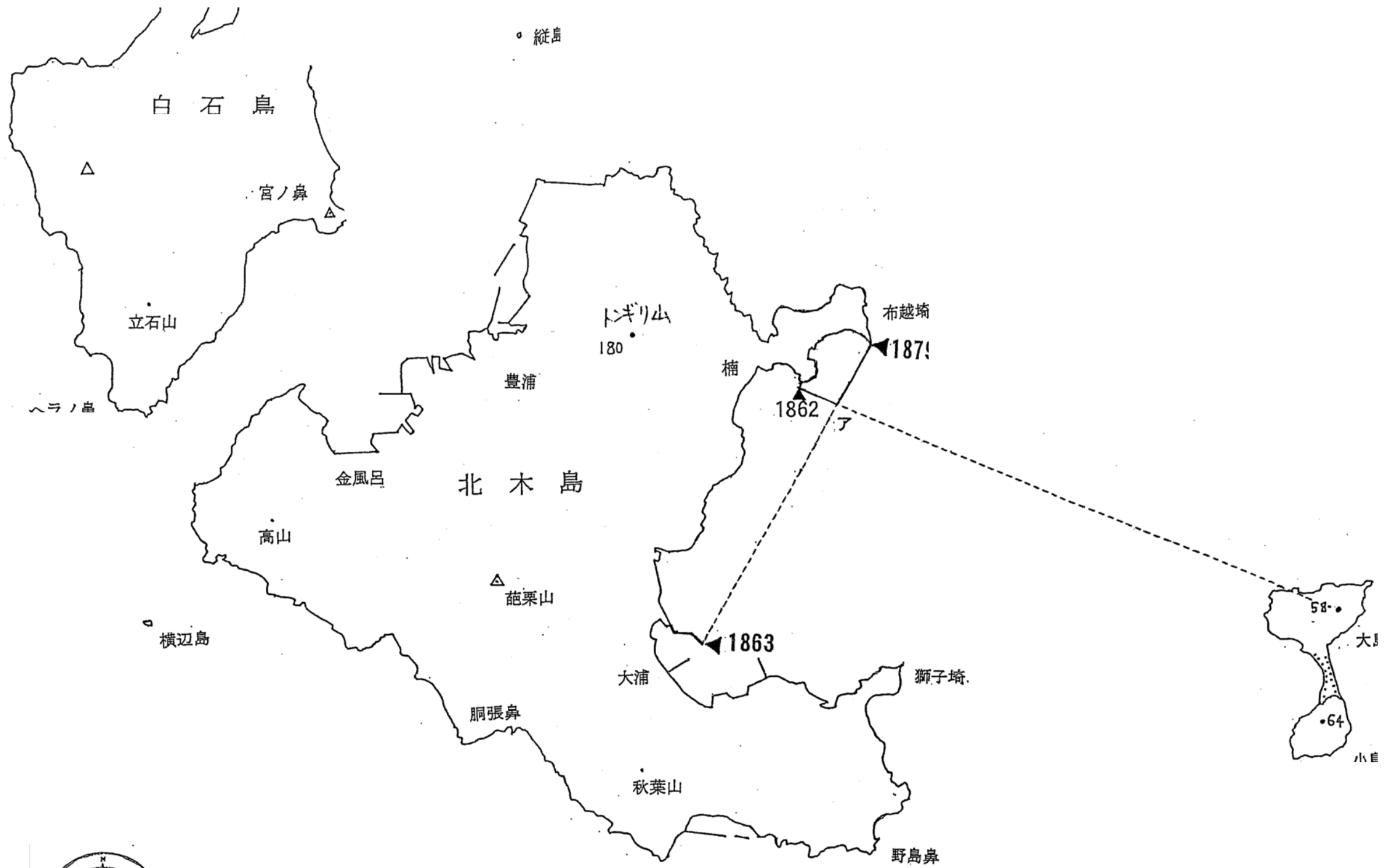
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 笠岡市北木島東地先

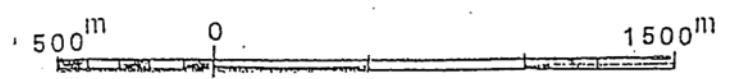
- 4 漁場の区域 基点第1862号、点ア及び基点第1879号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第1863号 笠岡市北木島町大浦港北防波堤突端灯台に設置した標識
基点第1879号 笠岡市北木島町布越南東端に設置した標識
基点第1862号 笠岡市北木島町中山防波堤突端に設置した標識
点ア 笠岡市大島高頂（58）から基点第1862号見
通し線と、基点第1863号から基点第1879号
見通し線との交差点

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 笠岡市北木島町



1:25,000



岡区第 122 号
第 1 種区画漁業権
正